

第105回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

令和3年12月9日(木曜日)

出席議員 (12名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
			8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ		
欠席議員 (1名)	14番	石 堂 基		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	大上千佳
	書記	橋本倫法		
説明のため出席 した者の職氏名 (7名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	企画防災課長	江見秀樹	健康福祉課長	長峰忠夫
	建設課長	重崎勇人		
<p>〈備考〉 午前出席者・・・町長 副町長 教育長 総務課長 企画防災課長 午後出席者・・・町長 副町長 教育長 総務課長 健康福祉課長 建設課長 委員会室待機 ■午前 税務課長 住民課長 健康福祉課 高年介護課長 農林振興課長 商工観光課長 建設課長 上下水道課長 上月支所長 南光支所長 三日月支所長 会計課長 教育課長 生涯学習課長 ■午後 企画防災課長 税務課長 住民課長 高年介護課長 農林振興課長 商工観光課長 上下水道課長 上月支所長 南光支所長 三日月支所長 会計課長 教育課長 生涯学習課長</p>				
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

副議長（小林裕和君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、昨日に引き続き、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

本日、石堂議長より入院治療のため本日の会議を欠席する旨の届出が出され、受理しており、議長が欠席されていますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守の上、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、直ちに日程に入りますが、議会でも新型コロナウイルス感染防止対策を、昨日同様に実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

日程第1．一般質問

副議長（小林裕和君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次指名します。

まず、初めに、6番、廣利一志議員の発言を許可します。

〔6番 廣利一志君 登壇〕

6番（廣利一志君） 皆様、おはようございます。6番議席、廣利でございます。

今回は、学校跡地活用、契約の見直し等は想定しているかということで、質問させていただきます。

学校跡地活用に関して、公募に至るまでの庁内手続き、及び公募、選定に至る過程を、現在、公募を進めている利神小学校跡、三河小学校跡を例にしながらお聞かせ下さい。

契約後のフォローは、年に1回の報告を担当課でヒアリングなどをして事業の進捗状況、抱えている課題、今後の見通しなどを把握されていると思うが、状況の把握にはその頻度を増した方がいいのではないか。

契約に反する事業等への展開については、どう対応するのか。

契約の相手先事業者が別法人と組んで学校跡地にて事業の展開を図る際、契約上、町当局に相談すべき事項になるか。

契約の相手先以外の法人等が利用するなどは、現時点であるのか。

その際の町当局の対応は、そもそもの契約上の事業に関する場合と、そうでない場合とでは違う対応を取るのか。

そうした場合の光熱水費の支払いは、あくまで契約の相手先事業者の裁量に任せる形にするのか。

今回、複数の町民の方々から疑問が寄せられ、今回の質問となりました。

町民の方々は、公平性について不信感をお持ちになっておられるように思います。

この機会に契約書の追加・修正、フォローのあり方を再検討すべきと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

続いての質問については、所定の席からさせていただきます。

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 改めまして、おはようございます。本日も、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、廣利議員からのご質問で、学校跡地活用・契約の見直し等は想定をしているかというご質問に対してお答えさせていただきます。

まず、公募に至るまでの庁内手続き、及び公募、選定に至る過程に関するご質問につきまして、現在、公募をいたしております利神小学校跡地、三河小学校の跡地を例にしてご説明をさせていただきます。

両小学校の閉校後、まずは、町自らが跡地施設の利活用を行うことができないか、地域活性化支援会議等において検討を行ってまいりましたが、現段階においては特段具体的な利活用目的がなく、また、公共施設等総合管理の観点からも、町自らによる利活用は、難しいであろうという判断をさせていただきました。

次の段階といたしまして、これまでの学校等跡地と同様に、地域での利活用の意向について、令和3年2月頃から6月頃まで、それぞれの関係地域に確認をしていただくよう依頼を行っております。

しかしながら、両校の関係地域であります長谷・平福・石井・海内。また、三河地区、全てから、地域が主体となつての利活用は非常に難しいとの結論に至った旨、ご回答をいただいたところでございます。

この結果を受けまして、これまでの他の学校等跡地等と同様に、利活用を希望される事業者等からの提案の募集に向けて準備を行いまして、9月24日付、プレスリリースを行うとともに、町ホームページ等にも掲載をして、広く利活用事業者からの提案を募集をしているところでございます。

基本的な募集要件は、これまでと変更なく、10年間の無償貸付けという条件で募集をさせていただきます、提案募集の受付は、本年12月24日までといたしておりますが、該当地域からのご意見を伺いつつ、書類審査やヒアリング審査を行いまして、選定委員の採点結果をもとに、令和4年2月以降に交渉権者を決定をし、交渉権者と事業内容等の詳細について協議をした上で、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づく佐用町議会の議決後、契約を締結する方向で進めております。ただし、町や地域が希望するような事業提案がなかった場合につきましては、その後、随時の募集に切り替えた上で、再度の提案の募集を継続してまいりたいというふうに考えております。

次に、利活用事業者の状況の把握の頻度を増した方がいいのではというご質問であります。利活用事業者には、毎年度1回、事業実績や利活用実績について書面による報告をいただいております。令和2年度からは、報告時期を年度末時として、3月末までの実績を4月に報告していただいております。ご提案の実績報告の頻度を増やすことにつきましては、利活用事業者に過度の負担をかけてしまうおそれもあるとともに、担当課においても、必要に応じて、日頃から電話での連絡や施設への訪問等を行うなど、緊密に連携をして現状把握に努めておりますので、現段階において、報告書提出の頻度を増すことは考

えておりません。

また、利活用事業者の多くは、地域のイベント等にも積極的に参加していただくなど、地域との関係も良好で、町側とも顔の見える関係を築いていただいているものというふうに考えております。

次に、以降の契約の内容、また、相手方に関するご質問につきましては、一括してお答えをさせていただきます。

まず、初めに、利活用事業者との契約につきましては、町有財産の無償貸付けにかかる議案の議決後、町と利活用事業者の間で、町有財産無償貸付契約書を締結をいたしております。その契約書において、事業の用途内容を規定しておりますが、例外規定として「それ以外の用途に供する場合は町と協議し決定する」と記載をしておりますので、契約事業者が事業内容を変更する場合や、契約者が新たな事業を展開する場合には、必ず町へ報告をしていただくこととしております。

これまでも、事業内容の追加・変更等について、例えば、小規模多機能型居宅介護事業所から、訪問看護サービスを組み合わせる看護小規模多機能型居宅介護事業所への変更の申出、また、協議がございましたが、そもそもの利活用目的との整合性や地域への影響度、町が利活用事業者に期待している雇用の促進や地域の振興を図る目的との整合、また、既に利活用している事業者との相乗効果などを総合的に勘案して、問題がないと考えられる場合には、同意を行っております。

現在のところ、廣利議員が質問されておられるような、契約事業者の事業内容と全く関係のない別法人が、目的と異なる事業を協議もなく展開している事例は、私は、把握をしておりますが、仮にこのような事例があるのであれば、町と契約を締結している利活用事業者から報告をいただいた上で、先ほど述べましたとおり、対応を行っていきたいというふうに考えております。

また、光熱水費の支払い等につきましては、現在、学校跡地を利活用して、町と契約を締結している利活用事業者が責任を持って負担をいただくこととなっておりますので、事業者間での負担度合いについては、それぞれの協議いただくべきことでありまして、ご質問のとおり町が介入すべき事案ではないというふうに考えます。

また、跡地施設のうち、特に小学校につきましては、ご承知のとおり、規模が非常に大きいものとなっておりますので、利活用されていない空き教室等が現存する小学校につきましては、利活用を希望される事業者等がありましたら、利活用の提案内容をお聞かせいただいで、既存の利活用事業者、また、地域の方及び町と協議をさせていただくことは可能であるというふうに考えておりますが、現在の利活用事業者が将来的にさらなる事業展開・事業拡大を見据えておられる場合もございますので、このような場合には、現利活用事業者の意向と相乗効果等が重要なポイントとなるのではないかとこのように考えます。

最後に、この機会に契約書の追加・修正、フォローのあり方を再検討すべきというご質問でございますが、契約関係につきましては、これまでに答弁させていただいたとおり、特段、現状において大きな課題が発生しているとは考えておりませんので、現在のところ追加・修正する予定はございません。なお、利活用事業者に対するフォローに関しましては、これまでも利活用事業者が新聞・テレビなどのメディア等に取り上げられることもあり、町のイメージアップにも貢献をしていただくとともに、地域や町の雇用の促進・地域振興にもつながっておりますので、先ほども申し上げましたとおり、報告書のみならず、引き続きのきめ細かな連絡を取り合い、お互い信頼できる関係をより一層深めて、できる限りの支援を、町としても行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 私、この一般質問の通告を出したのが、11月18日です。

ですから、およそ20日ほどたっていると思うんですけども、今、町長の答弁では、学校跡地、契約の相手先企業の法人以外の別法人が使っているのではないと、そういうふうに、断言をされたんですけども、この20日間の間の調査というのは、あるいはヒアリングというのは、されたと思うんですけども、されたのであれば、そのヒアリングとかが、そもそも問題なのではないかな。

後から詳しくは聞いてまいりますけれども、今回は、複数の町民の方、10名近くの方、疑問が寄せられて、これ、不公平ではないかということがきっかけです。

調べていきましたら、私も、先ほど、町長が、相談されたように、2階とか3階とか、空いている教室がありますので、使えないかという相談を、これはかなり前ですけども、相談したことがあります。その時は、1事業者、今、入っているから、拡大する可能性もあるから駄目だという回答だったんですけども、詳しくは、また、後ほど述べていきますけれども、契約以外のところが使っている、そのことが、この20日間の中で、調査の中でも、ヒアリングの中でも分かっていないと。そもそも、そのヒアリングそのものも、ちょっと、形骸化しているのではないかなというふうに思うんですけども、具体的に言わないと分かりにくいんですけども、その点については、この20日については、いかがでしょう。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お答えします。

この一般質問の通告を受けてから、特段、それぞれの事業者さんに、個別にヒアリングを実施したということはありません。

先ほど、廣利議員がおっしゃいました、町長のほうが、そういう別法人が使っている事例はないと断言したとおっしゃいましたけれども、それについては、少し、補足というか、訂正をさせていただきたいと思いますが、先ほど、一般質問の答弁の中でも申し上げたとおり、契約事業者の事業内容と全く関係のない別法人が、目的と異なる事業を協議もなく展開している事例はないというふうに申し上げておりますので、その点は、ご理解をいただきたいというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） そしたら、協議があつて、協議があつて使っている別法人というのは、具体的に、じゃあ、どの学校で、どの法人のことを指しているんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） こちらのほうで、把握をしてございますのは、まず、江川小学校跡地でございますが、こちらを利活用しておりますのは、株式会社T&Tで、ドローンスクールの運営及びレンタルオフィス施設として使用という形で契約のほうはされております。

こちらについて、ドローンスクール、ご承知のとおり、その活用をされておるわけですが、その中で、ドローンの一般社団法人ドローン減災士協会。また、一般社団法人ドローン赤外線調査普及協会というものを立ち上げられまして運営をされておられるということで、これについては、事前にご報告をいただいております。

名称からもお分かりいただけますとおり、ドローンの関連の別法人を立ち上げられたというところですので、先ほどの一般質問の答弁で行わせていただいたとおり、町のほうも、こちらについては、同意をさせていただいているというところがございます。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 私は、この質問に際して、何回か企画防災課のほうで、そういう契約外の法人が使っているということについて、あるのか、ないのかという話を聞かせていただきましたところ、ないという回答でした。それ以外はないと。

で、今、言われた、2つの法人については、事前協議があったということをおっしゃるので、じゃあ、その事前協議は、どういう経緯をたどって、いつ、そういう形で、その法人2つが使えると。名前が一緒だから、同じような学校だと。だけど、別法人ですから、役員の構成も違うわけですね。

住民の方は、そこから、やっぱり疑問を感じておられます。いかがでしょう。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お答えします。

いつからというのは、ちょっと、今、手元に資料がございませんので、詳細な日付については、現在、お答えすることはできませんけれども、これについては、そういうことを、考えているという段階から、ご相談があり、そういうふうに、届出といいますか、相談があったことは事実でございます。

町有財産の無償貸付け契約の中では、先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、それ以外の用途に供する場合は甲と、甲というのは佐用町ですけれども、甲と協議し決定するというところで、こちらにも同意をしたわけでございます。

また、一応、権利の譲渡等の禁止というところで、事前に甲の書面による承諾を得た場合でなければ、貸付け物件にかかる、そういう使用权とかを展開することができないという文書になってございますが、これについては、双方、こちらにも、確かに、この書面というものを失念といいますか、契約書の確認漏れということでございましたので、確かに、書面で、こちらのほうが許可しますということについては、漏れておりましたので、以降

は、この件も含めて、きちんと書面にして、残してまいりたい。取扱いを正しくしてまいりたいというふうには考えております。

なお、先ほど、議員おっしゃったとおり、このドローンのスクールと、このドローン減災士、あるいは、赤外線調査というものは、この利活用目的との整合性、こういったこと、それから、事業を展開していく上で、これから、その事業者が発展していく中で、必要なことであり、その目的が大きく逸脱していないというふうに判断しておりますので、町としても同意をしているという状況でございます。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 非常に大事なところが抜けております。

私は、その協議の過程を教えてほしいと。事前協議が。だから、今、その手元にないということなら、持ってきて、それ、ちょっと、どういう経過で、誰が最終的に承諾をしたのか。そのあたりが分からないと、今、質問が次できません。

協議の過程を、いつ、だれが、どこで、どんなふうに、先方は誰が見えたのかと。

今、やっておられる、我々が知っている、ドローンのスクールの会社のことについては、我々は議会でも説明を受けています。聞いています。

事前協議をされて、別法人が使っているということについては、我々聞いておりません。一切。

だけど、町民の方が、今、疑問に思われているのは、その方たちは、知っておられました。何で、あそこだけ許されるのと。私たちは、ほかの学校が空いているから使いたいと。だけど、駄目だと言われたと。

なぜ、そしたら、江川だけ許されるのと、その答えを聞きたいんです。テレビでも、そのことを、皆さんは、どういう経過があったんだと。知りたいと思って見ておられると思います。

ちょっと、手元にないので、次、質問できませんから。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 課長のほうは、正確に記録、いついつ協議をしたという、手元にないということを言っていますけれども、そういう、申出があり、こういう協議をしたということは、間違いのないことでもありますから、その点については、また、別に、議論していただければと思います。

今回、廣利議員からご指摘をされているように、別法人が勝手に使っているじゃないかというふうに、皆さん、見られているということでもあります。

私も、この報告を受けた時に、このドローンの教室というのは、当然、今、新しい、こういう事業であり、学校をつくって、ドローンの操縦等を教えていくと、これは第一段階です。それを、いかに、そうした技術を社会に活用していくか、これは、学校が、さらに発展していくためにも、当然、必要な取組だというふうに、私は、判断をしました。

それから、ドローン活用の中で、ドローンの災害の減災士協会、これは、災害時に、ドローンを活用して、そして、そうした災害の被害の把握、また、いろんな調査、これに社

会貢献もしたい。事業としても、そういう事業にも取り組みたい。新聞報道でもありますように、その協会という、ある程度、公益的なものをつくって、各自治体とも、協定を、災害時の応援協定というも結ぶと、そういう展開をしたいという、これは、私は、非常に歓迎すべきことだというふうに判断をしております。

そして、学校を使っているということでもありますけれども、その減災士協会にしても、確かに、いろんなたくさんの幅広い役員の方が、それにも参加をされておりますので、その事業に、いろいろと、そうした皆さんが、参加をしていただくことは、この事業、学校跡地を活用する事業の発展にもつながっているというふうに思っておりますし、また、赤外線で、これから橋梁の調査とか、また、工作物の老朽度の調査、こういうものをしていく上で、これもそうした赤外線調査の協会をつくると、これは、やはり技術を、どんどんと学校としても取り入れていかにやかいけないわけです。それを、スクールとして、学びに来られた方にも、十分それを、学んでいただいて、そして、いろいろなところで活躍をしていただきたいと、そのことによって、また、学ぶ人も、そこで学びたいということで、学校にも、学生が入ってくるということにつながる。

私は、原則論としての契約が違うんだから、名前が違うんだからというような、判断だけで、こうした活用について、規制してしまうのは、やはり、そうした、目的、町としての大きな目的に対しては、非常に制約があり、逆に、逆効果になってしまうのではないかなというふうに思います。

それで、その施設も、その施設を使っていると言っても、当然、役員なり、法人というのは、別法人としてつくられておりますけれども、中身も全員が同じではありませんけれども、中心になってやっているのは、そうしたドローンのT&Tというんですか、その学校の社長が中心に役員として入り、そこで、新たに、部屋を別につくって、そこで、何か、別なものを利用しているというわけじゃなくって、私の聞いているところでは、事務所としては、そういう形での登録、置いていますけれども、同じ人が、それぞれの立場でという形で、事業を、今、行っているということでもありますので、全く別の会社が、別の事業をやっているというようなものでは、全くありませんし、今後、そういう展開が、さらにされて、そうした別会社として社員をたくさん置いてされるということであれば、また、それは、それで、しっかりと、また、町としても協議、検討はさせていただきたいと思っておりますけれども、今、スタートして、一生懸命、それぞれのドローンの事業を普及していきたい。学校の経営を安定して、それを、また、地域に還元もし、社会貢献もしたいという、そういう思いでやっていただいているんですから、私は、応援すべき話であって、これを、違反だということで、取り上げるようなものではないという判断の中で、私は、担当者に対しては、それは、いいということで、指示をしたということでもありますので、よろしくお願いしたいと思います。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） ちょっと、経緯、先方と、それから、町当局との経緯、事前協議の経緯が分かりません。

ただ、今、町長の答弁で、決裁は最終的に町長がOKを出したということですから、当然その、町当局も内容については、ご存じだというふうに思うんですけれども、一番肝心の、事前協議の状況が分かりませんので、なぜ、そういう形で、ここだけ許されるんだと。

今、町長言われましたように、確かに、同じドローンで、この社長の奥さんも役員に入

っておられます。

しかし、代表者も、それ以外の役員は、全く別の方がなっておられるわけですね。

だから、その目的は、要するに、そもそも、当局と結んだ、このドローンスクール、発展形で考えていけば、いいのかなと、公益目的だからと、そこは、少し、そういう気持ちにもなりますけれども、しかし、今回の一般の町民の方々が、空いている教室を使いたいと思って、話をした時に駄目だと。それが、しかし、なぜ、ここだけ、そういう形で、できるんだと。だから、その事前協議がどうだったのかと。

もう1つ、大きな疑問は、この今回、情報を寄せていただいた方、これ、設立も江川小学校です。佐用町豊福 278 番地。ドローン赤外線調査普及協会。それから、ドローン減災士協会という法人2つ。1つは1月4日。もう1つは4月8日。2021年1月4日、2021年4月8日の設立。これ小学校が設立場所になっています。

だから、このことを、皆さんは、ご存じなんです。そういうことについても。

それで、もう1つ大きな疑問というのは、町職員が絡んでいるから、すんなり使えたのかなというの、もう1つの大きな疑問です。

不公平感というところになってくると思います。

だから、そのところについて、今、テレビ見ておられる方々は、町民の皆さんは、やっぱり、すっきりしないと。どういう事前協議があったんだということだというふうに思います。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 廣利議員が、一番問題にされている不公平だと。ほかに施設を使いたいということが、申し入れて、それが駄目だと言われたと。

今回、江川のドローンに関係する事業については、それは、町が認めていると、それは、事業の内容だというふうに、私は、判断しております。

空き教室があるから。例えば、久崎の、今、日本語学校と契約して学校しています。そこも、結構、3階あたりは空いております。

ただ、そういうところを、こういう形で使いたいという話があるのであれば、それが、今の契約者との話の中で、それは、一緒に共同して使ってもいいですよとだけ言ってくれれば、そこは、私も新たに、そういう方と話をしてもいいと思いますし、特に、今、言われた、申し入れされたと、それこそ、その方が、どういう目的で、どこを使いたいかということも言っていたかしないと、これは議論になりません。

それが、そこが使えるのに、全く最初、協議もせずに、駄目だ、今、契約があるから、契約違反だから駄目だというふうに言っているんだしたら、それは、私も、行政担当者としても、少し、その扱い方が、問題があるというふうに思います。

ただ、何もなしに、目的もなしに、ただ使いたいんだと言われても、それは、判断もできません。その内容が、それと、今、使っているのと、非常に問題、使い方の中で、支障が出てくるような問題であれば、それは、今、契約している方との事業の中で、これは、それは、要望には応えられませんという回答になると思います。

ですから、そうした、事業を、今、展開している中で、今回の江川については、これは会社として、別法人ですと言っても、先ほど、言いましたように、いろいろとドローンを、これから活用していく上での協会をつくると。だから、協会そのものが、全て、その事業を受けて、ここで金もうけをするという考え方で、私はないというふうに判断をしました。

これから、そこから派生して、特に、災害の減災士というような、こういう公益的なものを、そういうところが、やっぱり、きちっとした組織をつくって、そういう事業を行おうということについては、私たちは非常に、これは、ありがたいという、行政から見ても、非常にありがたいというふうに見させていただいておりますし、そこに、役場のOBが入ってやっていると。それは、一生懸命、そういう事業をやりたいという、発展させたい。また、こういうドローンを活用して、地域おこしにもつなげたいという思い。そういうものを持って、私は、やってくれているというふうに、私は善意に、非常に善意に見ておりますので、それを、あえて、そういう役場の職員がしているから、関係していたものがやっているから、これがおかしいんだというふうに、言い切ってしまうのは、これは、ちょっと、見方として、私には、理解ができないというところであります。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 事前協議のことについて、覚えている範囲内で、ちょっと、教えていただきたいんですけども、2021年の1月4日と、4月が設立ですから、その前後だというふうに思いますけども、何回ぐらい、面会が、役場内であったんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 詳細な日付については、先ほども、申し上げましたとおり、記憶はしておりませんが、今、ちょっと、資料をいただいたところ、来られたのは、株式会社T&Tの会長で、ドローンスクールの校長でございます前田様と、あとドローン減災士協会、現在は、代表理事であります久保さんでございます。

回数については、詳細には覚えてはおりませんが、そのことに限ってご相談したのは、1回だと思います。

前田校長、それから、久保さんについても、しょっちゅう、いろいろな、様々な事務連絡でお越しになられておりますので、面会の回数については、多々ございますので、そこが何回というようなことについては、記憶はございません。

それと、先ほど、廣利議員のほうから、学校の跡地の空いているところを使うのに、駄目だと言われたというようなご発言がございましたですけども、こちらのほうから、内容も聞かずに、何の理由もなく、町のほうで、それは、ここに貸しているから、ほかの人は使用できないと、そういうようなことは、一度もお伝えしたことはございません。

学校の利活用事業者には直接言われている場合は、それは、分かりません。こちらのほうでは把握はしてございませんが、町のほうとしては、そういったことを言ったことは一度もございません。

先ほど、答弁書の中でも、お答えさせていただいたとおり、そういうご相談があるのであれば、こちらのほうとしては、現在の利活用事業者や地域の方と相談して、そこは、協議はさせていただきたいとは思いますが、当然、先ほど言いましたように、事業展開等も考えておられる場合もございますし、そもそも、全く事業内容が違う場合等もございますから、そこについては、あくまでご相談という形になろうかと思っております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 断ったのではないということですが、私が同席しております。3年、4年前ですけれども、2回ですけれども。

要するに、光熱水費の問題があるし、それを分けないといけないから、それは、やっぱり、1事業者だということで、駄目だという回答でした。

今の説明、事前協議が、正式には、何月何日かというのは分かりませんが、お二人が見えて、話をしたと。後は、ちょくちょく役場に見えているから、どこで、どういうふうになったのか分からない。正式には1回だけということですが、聞いておられる皆さん、町民の皆さんは、やはりなというふうな感じをお持ちになったかも知れません。

それで、町長は、金もうけではないという話でしたが、これ、入校案内がありまして、5日間コースと、2日間コースとあります。5日間コースはオープン価格と書いてありまして、値段が書いていないんですけれども、2日間コースは5万5,000円。

協会ですけれども、法人ですから、売上げを上げていかないといけないと、だから、そこは、協会という名前、それから、同じドローンというふうなところ、それから、元役場の職員だというふうなところ、そういうふうなところで、実は、やはり、例えば、契約を結ぶという厳格さというふうなところが、実は、欠けていたん違うかなというふうに思うんです。いかがですか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 担当者のほうも、先ほど、私が申しあげましたような、この事業を、次々と発展をさせていくための事業であるという、そういう中で、しかも、その実際に、別の部屋を、別で事務所を置いて、また、そこに職員が常駐して、電話を別にしたりしているというものではない。そういう、今、ある中で、協会というものをつくって、そうした事業にも、これから取り組んでいきたいと、そういうことで、そういう意味から、厳格さが、契約上の厳格さが、若干欠けていたというのは、私も、それは指摘されれば、そんなところは、そうであろうかなという反省点ではないかと思えます。

ですから、私も担当者のほうに、きちっと、その中身の事業内容は、別に問題ないんだと、それを踏まえて、新たな町としての、この事業に対しての許可証とか、同意書とか、そういう書面で、きちっと処理をしておく必要があるという指示はしました。

ですから、それは、あえて、今、担当者のほうも、そのへんが、若干、当然、できていなかった点について、反省はしております。

ただ、こういう、今、一般質問の中で、廣利議員は、この放送も聞いておられる方において、非常に疑問を持っておられるというふうに、そういう発言もありましたけれども、私が、今、こうして、私の考え方、それぞれの説明をさせていただいたことについて、町民の皆さんにも、私は、ご理解はいただけるというふうには思います。

もし、今後、これから、さらに疑問があるということで、町民の皆さんからご指摘があり、また、そういう申出があれば、私は、誠意をもって、きちっと、私から説明をさせていただきたいというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） これは、事前協議の内容が詳しくは分かりませんから、日時とか分かりませんからですけども、これ、誘致する側と誘致される側、当局の誘致する側と誘致される企業との関係、そこが結局問われていると。

ある、やっぱりこれは、公務員の場合、例えば、退職後、勤めていた機関の、期間に応じたですけども、利害関係があるところについては、例えば、就職等については、規制があったと思います。

別法人ですけども、しかし、同じドローンで発展形のものだという形でするなら、私は、それは、ちょっと、おかしいと思いますけども、同じ、ドローンという形でするなら、誘致する側と誘致される側が、その話を、その法人を立ち上げのことについて、退職前から、そういう相談もあったんではないかな。だから、ずっと、そんな形で、別法人が使うことができたんではないかなと。言ってしまうと、そこが、一番、やっぱり疑問のところなんですね。

ドローンで、公益目的だからいいという形ではなくて、そこを、やっぱり厳格にしないといけないところではないかなというふうに思うんです。いかがでしょう。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） この別の法人が使用するという立てつけですが、そもそも、最初に、町長のほうも申し上げたとおり、全く別の、法律上は、確かに、そういうことになるんですけども、両方の一般社団法人ともに、株式会社T&Tのメンバーが名を連ねておられるというところで、実質上は、ドローンスクールと一体的なものというような判断もできるところでございます。

あと、江川小学校に限らず、ほかの小学校の跡地、例えば、幕山小学校、現在は、やまのいえ幕山さんがご利用をいただいております。主な内容は、喫茶・食堂・弁当の製造ですとか、住民が集える場というような形で、ご利用をいただいておりますが、こちらについても、過去にペットフードの製造をしたいというようなご相談がございまして、これについては、やまのいえ幕山さんも、ぜひ一緒に、この、例えば、鹿肉とかの獣害対策ですとか、有効利用、こういうことにも貢献できるし、地域の産業を興すことにもつながるので、ぜひ一緒にやれたらというような相談があって、このことについても、こちらのほうとしては同意をした経緯がございまして。

ただし、実際に、運用前に、この事業者の方が断念されたので、実現はできなかったというようなこともございますので、何も、江川小学校の跡地についてだけ、そういうような対応を取っているというようなことではございません。

それと、先ほど、退職前から、そういった話があったんじゃないかとかいうようなご発言がございましたですけども、そのことに関しては、私は、全く承知はしておりませんが、少なくとも、利害関係があってどうこうとか、そういうようなことはないと思っております。

現に、先ほど申し上げました、一般社団法人ドローン減災士協会、こちらのほうは、先

ほど、議員がおっしゃった、退職された町職員が代表理事を務めておりますけれども、もう一方のドローン赤外線調査普及協会については、神戸大学の先生の方が代表理事を務めておられるということでございますし、この両協会とも、そういうふうには、大学の教授が入っておられたり、そういった関係になっておりますので、何かこう、利害関係があるとか、そういうようなことで、町のほうが対応しているということは、一切ございませんということは、申し上げておきたいと思っております。以上です。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） すみません。質問前に。

1点、大事なことなので、これからの、こうした施設、まだ、学校の、今、利神小学校、また、三河小学校についても、当初、質問にもありましたように、どういう手続きで、こうした活用に取り組んでいくのかということで、お答えをさせていただきました。

今、公募をしております、今月末ぐらいに、一応、締切りになっております。

しかし、なかなか、こちらが本当に期待するというようなものが、提案が、現状でもないというのが、実際、現実であります。

やっぱり、学校の施設、江川小学校も含めて、これだけ、やっぱり大きな施設です。現在、私たちが、やむを得ず、子供たちの、こうした非常に児童数が減っていき、教育環境も変わり、こういう時代の中で、子供たちのためにも、こうした統合をせざるを得なかったと、何も、好んで統合したわけではありません。

しかし、統合をして、新しい学校を、片方では、教育のために、しっかりと、（聴取不能）をつくりながら、その後、実際、それによって生じた、こうした学校の跡地といいますか施設、これをいかに活用していくか、これは本当に、統合と併せて、非常に大きな課題なんです。

それに、私たち、それぞれ担当者も一生懸命取り組んでおります。

ただ、施設そのものが、本当に、一般の少し何かの事業で使うといっても、本当に、これだけのものの施設を、一帯を、全体を、十分に活用できるような事業というのは、なかなか、そう簡単にあるものではないというふうに、これは、誰も分かるころであろうかと思っております。

そういう中で、申込みいただいて、当初、例えば、申込み、また、契約時点では、事業が、この程度でしかできない。しかし、将来は、こういうふうには発展させて、できるだけ大きくしていきたいんだという希望も、事業者には、当然あります。

それから、1社だけではなくって、そうした契約が、まず、当初1社と契約をし、その後、まだまだ、たくさんある施設を有効活用するために、他の事業者があれば、これはもう、そういう情報なり、申込みなり、いろいろと、町も常にアンテナを張りながら、そういう事業者にも活用していただけるようにやっていかないと、これは、やはり、当然、公募をし、誘致する側と、来ていただく側との関係だと。

私は、誘致をしていて、来ていただく側に対して、かなりの町としても、やっぱり、いろんな努力と配慮をしていかないと、こういう施設を活用していくというのは、非常に難しいという、この点を、今回の質問の中から、私も感じておりますので、ぜひ一言、申し上げておきたいと思っております。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 課長の答弁の中で、ドローンスクールと、この2つの法人は、一体的なものだと、そういう認識だと。

しかし、これははっきりさせておかないといけないのは、一体ではないんです。

別法人ですから。

じゃあ、この2021年の1月4日が一番最初の設立日ですけれども、もしかすると、事前協議は、2020年、去年にもあったかも分かりません。

その状況について、おおよそ1年たっているわけですけれども、議会に報告がないというのは、なぜなんですか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 議会への報告ということでありますので、私のほうから説明をさせていただきます。

これまで、ずっと、この問題について、私が、考え方を答弁させていただいたとおり、特別に、新たな、別事業者が、新たな事業を、そこで展開する、新たな別の契約を行うというほどのものではないという、課長も申しあげましたように、ドローン事業者が、いろいろと事業を、これから、発展的にさせていくための事業内容ですからという判断の中で、議会には報告を、私はすると、議会にさせていただくということについては、それは、私の判断で、そういう、皆さんに、報告はさせていただかなかったということで、ご理解いただきたいと思えます。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） そこは、ちょっと、大事なところが、やっぱり、議会での報告というのが、なぜ、していただけなかったのかなと。

ちゃんと、2つの法人が設立されたということ、説明してほしかったなど。

で、学校の利活用で、こんな発展形の形が、今、進められていると。いいことですから、逆に、そういう形で、説明をしてほしかったなというふうに思います。

ですから、1年たってしまっていますが、そのあたりについては、きちっと、やっぱり報告をいただきたいなというふうに思います。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私のそうした判断が、若干、できていなかったということで、報告をするほどの、いわばものでもないというような、私なりの判断でありましたので、その点につきましては、ご指摘がありましたように、今後、できるだけ、当然、そういうこと

が、状況が生まれた時に、議会に、私も、できるだけ、いろんな全員協議会というようなことで、月1回は報告会持っておりますし、行政報告としても、できるだけ皆さん方に、それぞれ状況を報告させていただいている中で、その点、抜けていた点につきまして、お詫びを申し上げたいと思います。

今後、しっかりと、そうした報告はさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 私、今回の質問に際しては、具体的ではないんです。私の質問が。固有名詞はだしていませんし、学校名も出していません。だから、そこは、私、法人の設立の書類関係がありますので、つけてもよかったんですけども、名前を出すことについては、多少ちょっと、若干のためらいもありましたので、しかし、学校名も出ましたし、名前も出ましたので、あえて聞きますけれども、トマト工場をされていて、要するに、ドローンスクールのほうもされているということについても、町民の方々は、やっぱり、そんなん、OBだからできるんかと。両方から給料をもらえるんかと。利害関係があるのではないかと。そういうことが、これは、町民の皆さんも思っておられました。そのあたりについては、いかがでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 失礼いたします。

トマト工場とおっしゃるのは、三土中学校跡の佐用・IDEC 有限責任事業組合で、実施をしているものことかと思えますけれども、これについては、再任用という形で、佐用町側の担当者という形で、佐用町として任用しておりましたが、それについては、現在は、もう既に退職をしておりますので、全く、現在については、そちらのほうの役職、あるいは、雇用というようなことは、一切ございません。以上です。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 現在はそうです。
現在はそうですけれども、事前協議の時、あるいは、事前協議が、その詳しい協議の内容が分かりませんから、こういう質問ですけれども、だから、2021年の1月4日に設立をされているから、多分、その前後でしょうと。
正月ですから、多分、2020年、去年の暮れあたりから、もしくは、秋あたりから、相談があったんかも分かりません。
あるいは、準備は、もっと前からされていたかも分かりません。
そういう話は、それ以前に、私も聞きました。
そうすると、今、辞めているからということで、それ済まされる問題ではないん違うかなと思います。いかがですか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 再任用職員が、そうした、また、いろんな事業にも関わるということ、このへんは、そんなに厳密な規定、禁止条項はないと思いますし、しかも、両方から、そういう、協議を行うという点については、当然、再任用は終わる。前年度でですね。

ですから、そうしたドローンに関して、非常に勉強もし、詳しい、こういうことを、将来、佐用町の中でも、また、再任用後の自分自身の、やはり、これまでの経験を生かしたもので、ある意味では、私の考え方としては、貢献をしたいと、そういうことで、協議はされても、何ら問題は、私はないと思いますよ。

1月につくったと。まだ、再任用中ではないかということでもありますけれども、それは、道義的に見ても、そんなに、そこで、そこから給料をもらっているとか、非常に、その仕事をおいて、町の仕事をおいてやっているということではなかったというふうに、私は、今、振り返っても、あまり詳しい、直接、私が協議をし、本人から、そういう相談を受けたことはありませんけれども、担当者から、後から聞いても、そのへんについては、なかなか、こういう事業について、誰でもができるものではありません。そうした、事業を十分知って、そして、いろんな人との、大学の先生にも、今回、減災、入っていただいたりというような関係、そうした人材も含めて、幅広い、やはり交友関係の中で、この事業を、新たに展開をしようという思いでやってくれているというふうに、私は、善意に考えております。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 事前協議の内容が、はっきりしませんので、これ以降の質問は、もうできないんですけれども、まず、事前協議の内容について、お示しをしていただきたいということと、再任用の期間と、それから、ドローンスクール。ドローンスクールから給与出ていたと、再任用期間中に、そういう話も聞いておりますので、それ自身は、道義的な問題も含めて、あるいは、先ほど言いました、誘致する側と誘致される側と、利害関係者という点から、問題がないのかなという点。

もう1つは、先ほど、議会への報告、これ、1月、事前協議が、1年以上前からされているわけですから、あるいは承諾が出たのは、それ分かりませんが、そうしたことについて、今度、詳しくは、議会の報告いただけるということです。

それを待って、この場では、後の質問ができませんけれども、改めて、質問したいというふうに思います。

今の点について、いかがですか。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お答えします。

協議の過程ですけれども、先ほど申し上げたとおり、日付については、ちょっと、全く記憶をしておりませんので、お答えすることはできませんが、ドローン赤外線調査普及協会、それから、ドローン減災士協会の内容を、どう言うんでしょうか、パワーポイントで落としたような資料をご持参いただいて、説明を受けたというふうに、そのようには記憶をさせていただきます。

先ほどから、町長が申し上げましたとおり、このドローンスクール、あるいは、その地域の発展、そういった趣旨の目的からも大きく外れているものというだけではなくて、これから将来が期待できるものというふうに認識をしておりましたので、全く、このような問題意識というものは、当時は持っていなかったというのが、正直なところでございます。

それと、もう1点、再任用の関係ですけれども、再任用期間、再任用については、週4日の勤務という形になってございますが、水曜日がお休みという形になっております。その水曜日に、この減災士協会の業務を行うという副業届を、きちんと提出をされておられ、町も、そのほうを許可しているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 先ほど、言いましたように状況報告、事前協議の内容について、お示しをしていただきたいということです。

それから、再任用のことについて、今、言われましたけども、その点についても、詳しく分かりません。

要するに、ドローンスクールに行くことについては、許可されたわけですね。給料もらうことについても、許可されたんですね。

それは、今の誘致する側、誘致される側のことからして、問題ないわけですね。それは。そういう判断ですね。

じゃあ、事前協議のことについて、ちょっと、資料を出していただきたいなというふうに思いますので、その点だけお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 再任用に限らず、副業というのは考えられるわけです。

例えば、再任用じゃなくても、会計年度任用職員でも副業をしておる者はおりますし、きちんと、それは、届を出せば報酬を得るということは、可能でございますし、現に、ほかの職員でも多く認めている事例もございます。

資料ということですが、それについては、また、企画防災課のほうに、お申し出いただければ、その時に提出いただいた、そのパワーポイントの資料のようなものというのは、これはお出しはできると思います。以上です。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 以上で、質問を終わります。

副議長（小林裕和君） 廣利一志議員の発言は終わりました。
続いて、4 番、千種和英議員の発言を許可します。

〔4 番 千種和英君 登壇〕

4 番（千種和英君） 議席番号 4 番、千種和英です。

本日は、佐用町公共施設等総合管理計画の推進について問います。

平成 31 年 3 月議会で質問をさせていただいた、平成 29 年 3 月策定の佐用町公共施設等総合管理計画に関して、その後について質問をさせていただきます。

この総合計画は、佐用町の人口推移と将来展望、また、財政の現状と課題の 2 つの観点から、公共施設維持等の現状と課題を明確にし、将来的に予測される負担コストの増大を具体的な数字で示し、これに基づき、公共施設等の管理に関する基本的な考え方の計画です。

そして、その計画の内容については、環境変化に応じてのフォローアップの必要性があること、計画に基づく個別施設計画の 1 つの目安であり、決して強制力を持たせる性質ではないことを答弁いただきました。

その後の町の取組を見ておきますと、公共施設の縮減や廃止、さらには除却に取り組まれております。また、使用継続が必要な施設に関しては、長寿命化のための積極的な投資もされております。インフラ施設においても同様に、今後の人口減少において利用料収入の大幅な減少・施設管理コストの増大の予想できる上下水道事業においても統合計画を打ち出し積極的な投資をしながら安定供給・施設維持に取り組んでいらっしゃいます。

今後は、性質的に住民の皆さんが直接使用される施設や、規模的に全町の規模のみならず、旧町規模、また、地域づくり協議会規模等の、より住民に係性の高い施設等の維持管理の課題にも取り組む時期を迎えることとなります。そこで伺います

まず、①点目、平成 29 年に策定した計画のフォローアップはどうなっていますか。

②点目、個別施設計画の策定はどうなっていますか。

③点目、住民組織、例えば、地域づくり協議会等ですが、等で、その課題意識を共有はされているでしょうか。

④点目、住民の皆さんに意識を共有していただくには、どのような取組が必要だと考えておられますか。

以上、こちらからの質問とさせていただき、再質問は、議員席のほうからさせていただきます。

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、千種議員からの公共施設等総合管理計画の推進についてというご質問に対しまして、ご答弁をさせていただきます。

まず、①点目の平成 29 年に策定をした計画のフォローアップはどうなっていますかということですが、現在、佐用町では、財政健全化を図るため、債務残高の繰上償

還を進め、平成 27 年度末時点で 144 億円余りの借入残高がございましたが、令和 2 年度末時点で 128 億 5,000 万余りという状況になっておりまして、約 16 億円余りの縮減を図っております。実質公債費比率におきましても、平成 27 年度末時点で 8.8%から令和 2 年度末時点で 1.7%になっておりまして、また、将来負担比率におきましても平成 27 年度末時点でマイナス 1.1%であったものが、令和 2 年度末時点ではマイナス 84.5%と大きく改善をしております。

しかし、令和 2 年度に策定をいたしました第 2 期佐用町地域創生・人口ビジョン・総合戦略に基づく人口推移では、平成 27 年度時点で 1 万 7,510 人から令和 2 年度時点で 1 万 5,885 人と 1,625 人の減少となり、さらに将来の人口予測で 20 年後には 1 万 300 人、また、かなり先になりますけれども、45 年後ということで、令和にすれば、47 年という将来ですけれども、今の減少をそのまま減少していきますと 5,000 人を下回るような、そういう見通しとなっております。そのために、財政的にも、非常に今後、厳しい状況になることが予想をされますので、今後、公共施設等の更新需要が高まる中で、財源の確保とともに、施設整理も行い、更新費用の抑制を図っていかねばなりません。

平成 27 年度からのフォローアップ実績といたしましては、旧三土中学校、町営折口住宅、旧徳久保育園、佐用、旧のクリーンセンター工場棟、また、町営米田改良住宅等の除却、また、三日月福祉施設職員住宅がありましたけれども、これの譲渡を図りながら、また、養護老人ホーム佐用朝霧園の建替え、上月地区、南光地区の保育園の統廃合に伴い、新たな上月保育園、南光保育園の建設などに取り組んでまいりました。

平成 27 年 4 月 1 日時点で、町の保有する公共施設、施設数は 152 施設というふうに数えられます。延床面積 19 万 868 平米から、令和 3 年 4 月 1 日時点におきましては、施設数が 143 施設、延床面積は 18 万 3,040 平米ということで、7,800 平米余りの削減を図っている状況でございます。

さらに、より今後、詳細に施設管理状況を把握し課題の共有が図れるよう、維持管理コストの状況や有形固定資産減価償却率の推移等を盛り込んだ佐用町公共施設等総合管理計画の改訂作業を今年度進めているところであります。素案ができ次第、また、改めて議員皆さんにもご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

②点目の個別施設計画の策定はどうなっているかというご質問でございますが、昨年度、一般公共施設につきましては、個々の施設の取組について、施設種類ごとの再編の取組の方向性を示し、施設ごとの位置づけを提示した上で、地域との調整を図りながら具体的な取組推進が図れるように佐用町施設配置等最適化計画を策定をいたしました。

また、インフラ施設につきましては、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化等の進展状況を考慮し、優先順位づけを行った上で、施設の点検・調査・修繕・改修を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化する指標として佐用町下水道ストックマネジメント計画を策定をしており、同計画に基づき、平成 30 年度に農業集落排水施設の水谷と本位田処理分を公共下水道処理施設の佐用浄化センターへの統廃合を図っております。

また、現在も農業集落排水施設の西大島、コミュニティプラント施設の福吉、力万処理分を公共下水道処理施設の上月浄化センターへ統廃合するための管渠整備等を順次行っているところであり、今後も施設整理を図る計画としております。

また、中長期の更新需要を見通し試算した上で、人口減少を踏まえたダウンサイジングや長寿命化等によるトータルコストの縮減や平準化を図り、効率的かつ計画的な更新投資を進めるための指標として佐用町水道事業アセットマネジメント計画も策定をしております。

しかし、地理的条件から水道施設においては、統廃合は非常に難しく、ダウンサイジングだけではなくて、小規模集落については、水質管理を行った上で、小規模で簡易な浄水

処理施設整備等に置き換え、現有施設の配水池や加圧ポンプ場及び管渠の更新の抑制の検討も必要に、これからはなってくるというふうに考えております。

ただし、これらの対策を講じ、更新需要の抑制を図れたとしても、人口減少による使用料金の減収は避けられないために、さらに今後、一定程度の使用料の負担を求めざるを得ないという時が来るのではないかとこのように考えております。

次に、③点目の住民組織で、課題意識を共有していますかということですが、本計画の改訂に伴い住民の代表として構成される佐用町行財政改革推進委員会にも諮り、現状と課題意識の共有を図りつつ、ご意見の交換を図りながら、改訂作業を進めているところでもあります。

また、個々の施設の取組につきましては、施設種類ごとに再編の取組の方向性を示し、施設ごとの位置づけを提示の上、地域との調整を図りながら有効的な利活用を図ってまいりたいと思います。

実例といたしましては、旧保育園や学校施設の跡地利活用に際しても、地元自治会や地域づくり協議会と協議を重ねながら、地域に根差した活用に取り組んでいるところでもあります。

また、三日月支所等につきましても、老朽化した三日月文化センターを取り壊して、地域のご要望等も取り入れながら、文化センター機能も、この支所の中に移転し、また、健康増進機能等も含めた、新しい複合施設として三日月地域交流センターとしての大規模改修を行ったところでもあります。

次の④点目の住民に意識を共有してもらうには、どのような取組が必要だということについて考えるかということではありますが、これは、やはり、地域の皆さんにも、その必要性、今後の町の将来の状況等についても、いろんなところで皆さんに情報提供をして、ご理解をいただかなければならないという問題だと思っております。

まずは、佐用町のホームページ等でも公開を予定をしておりますし、広く住民の方にもお目通しをいただいて、課題意識の共有と理解をいただくように取り組んでまいりたいと思います。

また、施設の統廃合や施設集約化等を推進する上で、施設利用状況等も踏まえて、担当者等、特に、地域にも出向いて自治会や地域づくり協議会とも十分な協議を重ねた中で、この適正化、公共施設の今後の管理のあり方、また、適正化について、取り組むことが一番大事だということについて考えております。そういう努力を重ねていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 千種議員。

4番（千種和英君） 長年の庵途町長の町政運営、特に、安定した財政運営に関しましては、高く評価をさせていただいております。

先ほどの答弁の冒頭にも報告がありましたように、繰上償還でありますとか、いろんな財政に関しての指標というのは、非常に向上しているというのは、常日頃から議会でも報告を受けているとおりです。

そして、今回、質問をさせていただいている佐用町の公共施設の施設等総合管理計画、最大の懸念は将来的な財政負担ということになろうかと思っております。これは、佐用町のみならず、全国各地の自治体が大きな課題として捉えていけないといけなく、建設から40年

50年たった施設等々の維持管理には、コストがかかってくるということですので、佐用町のみならずですけれども、大きな課題だと思っております。

そんな中で、令和2年、3年度、年度当初の町長からの施政方針演説、施政方針の中からも、重要政策の中、それも早い項目の中で、インフラの長寿命化というのを常に上げていらっしやいます。これに関しては、本当に課題として大きいのかなというふうに実感しながら、やはり、これには、どうやって取り組もうかと、熱心に取り組まれていることを理解しております。

僕、通告のほうで、いきなり1つ目の項目がフォローアップはどうされるんですかということだったんですが、先ほどの数字的にも報告がございました平成27年度の152施設が令和3年度では143、床面積にしても7,800平米減少したということなんですが、この計画の中には、具体的に書いてございます基本方針の中にも、公共施設のほうで言いますと、保有する公共施設の全体面積を人口減少や人口構造の変化を見据え15%縮減に努めますと書いてございます。

今、ここで、じゃあこれが15%なのか、14%なのか、13%なのかという答弁は必要ないですが、今、先ほどの最初の答弁にありましたように、やっぱり非常に積極的に取り組まれているという中で、この計画、実は非常に長い24年間の計画でございます。その中の、今、4年間が経過しましたので、それが6分の1とは言いませんけれども、今、感じとして、今、進められている、こういった管理計画の進捗については、どのように意識をされているでしょうか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そうした、数字の細かい点については、私も十分計算もしてませんし、それは必要であれば、また、担当者のほうがお答えすべきことかと思っておりますけども、そういう課題意識、問題意識というのは、私も非常に強く持っております。合併後、新しい町の中で、施設のそうした今後のあり方ということで、必要なものは、しっかりと長寿命化を図っていく。また、役割を果たしてきたものについては、それをできれば、統合したり、また、完全に、単独でも廃止をしていくと、こういう考え方で、取り組まなければならないということで、一つ一つの施設については、また、しっかりと、それを実行するために、実行してきたということで、ご理解いただきたいと思っております。

この中で、私が一番、こうした公共施設というインフラ施設。町が管理をし、町民の皆さんにとって、本当に一番身近で生活上必要な施設。これは形の上では、なかなか見えないうですけれども、水道、下水道、この施設であります。

それから、生活上、ずっと毎日、誰もが使っているんですけども、町道。その橋。こういう交通インフラですね。こういうところが非常に、莫大な、今後の維持し、また、更新に当たっての費用がかかる。そういう施設です。

公共施設と言われる建物等については、これは、まだまだ143施設、これは建物だけではないのかも分かりませんが、ほとんどが、そういう施設に入ると思うんですけども、このへんは見えますし、その状況を見ながら、長寿命化なり改修を図っていくと。

例えば、この庁舎の改修なんかに当たりまして、古い庁舎を、構造上、十分に耐用年数が保てると、そういう考え方で改修をして、必要な分だけ増築をしていく。こういう取組をさせていただきました。基本的な、私の考えは、こういう考え方でやって、今後も行ってまいりたいと思っております。

三日月の支所と横にありました文化センターについても、そういう考え方で、支所の建物は、まだまだしっかりしたものでありまして、機能上、文化センターの機能を支所施設に統合すれば、文化施設は、こうして取り壊して廃止もできますし、使われる住民の皆さんも、さらに、今まで以上に便利に有効に使っていただけるということで、ああした対応をさせていただいております。

ただ、水道と下水道は、これは、国もこういう将来、人口が減っていく中で、これを維持していくのは、地方自治体にとって、非常に大きな財政負担になると。だから、今から、ストックマネジメント、その施設の管理台帳、財産をしっかりと把握して、減価償却という中で、企業会計の中で運営をしていきなさいという指導の下に、そうした取組をしているんですけども、やはり、私は、このあたりを、特に水道施設の今後、ストックマネジメントなんかで出される指標、耐用年数、管渠なんかでも 60 年とか、施設は 50 年とか、私は、このあたりが、そのまま適用してしまうと、全て 60 年後には取り替えなきゃいけないんていうような計算をしてしまうと何百億というお金がかかります。

だから、ここは、やはり、当初から、そういう耐用年数そのものの設定が、私は、非常に厳しすぎるというんか、ちょっと、現実と合っていない。この施設、建物なんかでも、耐用年数というのは、本来、100 年、150 年、十分あるわけです。

そういうふうに、また、つくる時に、設計をしてつくっておかなきゃいけない。

ですから、水道施設なんかも、今、管渠なんかでも、順次、弱いところ、管の質の悪かったところ、故障・事故の多いところ、そういうところから少しずつ更新をしていくというようなやり方でやっておりますけれども、ただ、施設そのものは人口が減っても、大きな施設そのものを、今のままでは運営をしていかなきゃいけないという、大きな問題があります。こういう点について、さらに私は、今、いろいろと担当課でも研究をさせて、いかに、今、料金を値上げもしなきゃいけないというふうに、国からも、そういう指摘もされますけれども、現在でも、水道料金も、ほかの自治体と比べれば、決して安いほうではありませんし、下水道料金にしてもそうです。町民の皆さんの生活を、しっかりと維持、守っていくために、そうした全体の財政計画、財政運営をしっかりとしながら、個々のそうした事業についても、できる限り、合理的に効率的に運営していく、そういう努力を続けていきたいというふうに思います。

〔千種君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 千種議員。

4 番（千種和英君） この財政運営から、公共施設等の管理というのは、前回の質問の時にも、ちょっと、触れさせてもらったんですけども、やっぱりわくわくする取組じゃないんですよね。将来に向かってどうしていこうかという準備、その中で、住民の方々にもご理解をいただかなければいけない。施設が減るだとか、ちょっと、ここと、この機能は一緒にしていただけないか。

そして、先ほど、町長のほうから出たように、利用料金等々につきましては、なるべく避けたいという話もありますが、ひょっとすると、その値上げをお願いする必要もあるかというような、わくわくするんじゃない、非常に大変な取組なんですけども、先ほど、説明の中で、答弁の中でいただいております具体的な取組で言いますと、三日月支所、僕、ちょっと、ここで事例で言おうかなと思っていたんですけども、三日月支所の大規模改築、文化センターの除却ということで、非常にご苦勞をされたと思うんですけども、住民サービスの低下をせずに、必要な機能は残しつつ、また、その健康増進というような機能は付

加しながら、コストのかかる文化センターの除却、そして、皆さんが、待ち望んでいらっしゃる駐車場が、やっぱり必要だということで、そういった整備をされ、今後の費用負担が軽くなるようにというふうな取組をされています。

地元の住民の皆さんにお聞きしても、「きっちりと事業していただいたね」というような声も聞かせていただいております。

この、やっぱり公共施設の総合管理の中では、減らしていくということなんですけども、減らしながらも、やっぱり喜んでいただける取組だったのかなというふうに思っております。

そんな中で、再質問の中で、2つの側面で、もう1回質問させてください。

総合計画のフォローアップという部分についてと、もう1つ、前回もいろいろ質問させていただいたんですけれども、住民の皆様への周知という部分でございます。

まず、フォローアップについてなんですが、平成29年3月に計画策定がされ、4年余りが経過をしております。実施期間24年のうちの4年ですが、そこには、やっぱり冒頭にあった大きな要因は人口の将来展望でございます。計画内では、平成32年、令和2年の人口は1万6,300人というふうに想定をされてございます。

僕、1万6,000と、ここに、ちょっと書いてあるんですけども、先ほど、答弁の中で、1万5,885人というふうに、現実には1万6,000円、予想の1万6,300から約500人、ここで早速、差異が出てきております。

ここで人口の減少について、どうこうという対策を論じるつもりはないんですが、やはりこの公共施設の総合管理というのを考えた上で、大きな指針の一つには、やっぱり人口というのが考えられると思うんですが、もうこの最初の4年で、やっぱり、これぐらいの差異が出てきておる。この先ほどの答弁にも、この計画には、積極的に、どんどん取り組んでいるんですよということなんですけども、これ計画的には、まだ、しばらくは、この計画で進めていって大丈夫とお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 人口が減っていくという、こういう現在の社会状況ですね、ここらあたりは、しっかりと、希望的に、それがもう少し、何とか減少率減らして増えるというふうに、最初から見るとはなくて、やっぱり厳しくといいますか、正確に、今の統計上、しっかりと、その減少していく状況というのは捉えて、それに対して、施設のあり方、また、水道や下水道のあり方、運営の仕方、施設を考えていく必要が、私はあると思います。

その中で、一方では、人口問題についても、少しでも人口減少が緩和できるように努力し、それが、逆にその結果によって、若干、人口減少が緩和されてきて、予測よりか少しでも増えれば、それはそれでOKになるわけですし、施設そのものは、人口の減少の中で、50人や100人やそれぐらいのものというのは、十分許容範囲の中で、施設は運営していきます。

でも、逆に人口が半分になっても、3分の1になっても、道路というのは、確実に、これは維持管理していかなきゃなりませんし。橋とか、そういうものも、生活上ないわけにはいきません。水道も下水道も、今の時代の中で、昔に戻してしまうわけにはいかないわけです。

ですから、そこは、人口が何人になるというだけじゃなくて、今はもう、確実に人口は大きく減って減少すると。しかも、近い将来、もう20年後ぐらいには、本当に1万人ぐら

いになると。その後にも、まだ、今のままでいくと、まだ、減っていく。

ただ、先の40年、50年先まで、私たちが、今の段階で、いろいろと対策を考えて、そういうことは当然できません。行政は継続ですから、その時代、その時代の人たちが、その時代に対して、やっぱり、しっかりと、また、いろいろと対応していただかなきゃなりません。

でも、やっぱり、20年先ぐらいのことは、やっぱり、しっかりと、逆に、それを前向きに真正面から捉えて、その対策をしていくということが大事だというふうに思っております。

〔千種君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 千種議員。

4番（千種和英君） 前回、質問をさせていただいた際の答弁に、国の方針により、個別施設計画の策定、これワーキングチームをつくって作業を進めておる、これは平成32年度、令和2年度末に策定が必要だというふうに答弁をいただいたんですが、先ほど、最初の答弁の中で、今、それが、大体出来上がって、議会にも示す準備ができているということなんですが、これについては、どれぐらいの、当初は、平成32年末までにということだったんですけども、当然、それが、今でも大丈夫なので、今、その作業中、完成が近づいているということなんですけども、それについては、どうなっているのかと、やっぱり個別施設という話になると、やっぱり、その内容的に、具体的なことが盛り込まれているのか。前回の答弁の中で、町長もおっしゃったように、決して、これは強制力があるものではないというふうに思っていますし、僕自身も、そういった形で取り扱わないと、その案であったり計画が漏れた時点で、住民の方から不審な思いをされるということも、困ったことになると思いますので、このへんの個別計画というのに関しては、どのような取組になっているのでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

個別計画と言われる計画ですけれども、平成29年に策定しました公共施設総合管理計画の下の段階というか、もう少し詳しくというような計画なんですけれども、これにつきましては、令和3年3月に策定しておりますけれども、公表が、少し、ちょっと遅れているというような状況でございます。

また、その内容でございますけれども、個別ですので、さらに詳細にということですので、検討しておりますして、施設ごとに、この施設は将来どうすべきかというようなことを、記載しております。

それによりまして、将来的な負担を少なくするということなんですけれども、基本的な考え方は、町長言われましたとおり、更新とか建て替えとか、そういうことではなくて、大規模改修ですね、こういった形で年数を長期間にするというような計画で、この個別計画は立てておりまして、具体的に言いますと、大規模改修は、今の議員がお持ちの計画では30年ということにしてございましたけれども、これにつきましては、40年に延長しまして、建て替えにつきましては、60年で計画しているものを80年に変更して計算しております。

それによりまして、全体的な費用が幾らかかるかというようなことを算出しておるわけでございます。

フォローアップとしましては、個々の施設に関して費用がどれぐらいかかるかというようなことをしておりまして、さらに、それを踏まえまして、佐用町公共施設等総合管理計画の見直しという形で、今現在、策定中ということでございます。以上でございます。

〔千種君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 千種議員。

4番（千種和英君） 先ほど、言われましたし、今年度取り組まれています、佐用中学校の大規模改築においても、議員、我々は、町長のほうから説明を受けております。町民は、大規模改修をしておるんだなということだけなんですけれども、町長としては、中長期的には、当然、建て替えも視野に入れながら、今回の工事で10年少しは、やっぱりもってもらいたいという形で、将来を見越した事業をされているというのは理解をしておるんですけれども、また、そういったことが、その町民の方々に、やっぱり伝わるような、これまた、後半に周知はどうされるんですかというところで質問をしたいんですが、理解はできました。

また、前回、個別計画を立てる、国のほうから、令和2年度末までにとというのが、どうして必要なのかということに関して、公共施設等適正管理推進事業債という有利な起債が使えるので、これをするために、そういった個別計画も必要だというような答弁があったと理解しております。

現在までは、合併特例債であったり、過疎債というのは、有利な起債をうまく活用して、そういった維持管理のほうにも充てておられたんですけれども、これに関して、冒頭の質問でもさせていただいたように、やはり全国各地で、今から、こういった財源というのは、必要な財源になってこようかと思えます。町長も、町村会等々で要職もされております。国のほうの方針、これはまた、今後のことになろうかと思うんですけれども、こちら当然、佐用町でも努力はしていくんですけども、国のほうが、やはりこういったことの財源、何か担保してやろうだとか、ちょっと厳しくなるのか、そのへんの、ちょっと肌感覚になるかと思えますけども、どんなふう認識をされているでしょうか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 国の財政については、私たちは、外から、今の状況、社会状況を見ながら、ある程度判断せざるを得ないんだと思えますけれども、実際、コロナという、この今の状況の中で、財務省の担当主計官ともお会いした中で話を聞きますと、どうしても、今は経済対策、コロナ対策ということが、最優先であり、しかも、これまでの財政規律を言っておれないような、政治的にも、そういう中で、今は予算が、いろいろと組まれているということ。ただ、逆に、財政当局が国としても主計官等が、やっぱり常に、非常に懸念しているのは、今後、非常にこれが、今、何十兆円という補正予算等が組まれたり、来年度予算についても、110兆円とか、100兆を超える大型予算が当初予算としても提案され、組まれると。そういうことが、財政上、非常に将来の財政運営の中で、さらに厳しい、これは全て借金ですから、今後、そうした、いろいろなこれまでの通常の予算に対して、

厳しくせざるを得ないということは、私たちとしても、言葉の端々に、それを感じます。

ただ、国としても、そういう今の社会状況、たくさんの施設が建設されて、現在の各自自治体、いろんな施設を持っていますし、また、インフラを整備してきた。これが、建設から40年、50年たってきて、更新時期になっているということは、十分理解もされていて、これに対しての財政的な支援はしなければならないと。

それから、それと併せて、災害ということ踏まえて、国土強靱化ということが、非常に言われておりますけども、国土強靱化と同時に事前防災、こうしたインフラも、防災上も十分に対応していかなければならない。こういう考え方は、国全体、特に国交省とか、そういう事業をしている担当省においては、強く持っております。

その後、それに対して、事業は、必要性は十分あるということの中で、じゃあ地方財政をどうするかというのは、総務省の担当になっていくんですけども、総務省においても、先ほど、お話のように、施設の適正化債とか、そうした、これまでに建物をつくった施設を除却したり、そうしたものには、なかなか財源がなかったんですけども、新たに、そうした財政措置を行うというような方針が出され、施策も打ち出されております。

ただ、佐用町だけにとってみますと、先ほどもお話のように、これまで合併してから十何年、合併特例債という、そうした非常に有利な財源の活用もしましたし、現在も過疎債を活用しておりますけども、合併特例債も、これで、もう後、残りもう10億切りました。あと過疎のほうは延長をさせていただいておりますけれども、これも先ほど言いました国全体の財政状況の中で、どんどんと、これを発行が許可されるということはない。結局、非常に枠が絞られてくるだろうということも考えなければいけないということでもありますので、本当に、計画的に、また、やっていかなければなりませんし、そうした国の財政に、まずは、国や県に対して財政上の支援を、しっかりと、また、今後も要望していきますけれども、その国や県に頼るだけでは、やっぱり自己努力というのが大事であります。そのために、町としても、公共施設の整備基金ということで、これまで、今、10何億の基金も積んでおります。そういうものも、1つの裏財源として、足らない部分として、活用しながら、今からやっぱりやっておく、そういう取り組み、事業を行うことが将来に渡って非常に負担の軽減になるという判断があれば、これは、やっぱり積極的に、そうした事業に取り組んでいかなければならないということだと思います。以上です。

副議長（小林裕和君） ここで、お諮りします。お昼が来ようとしておりますが、このまま、一般質問を継続したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議がありませんので、このまま一般質問を続行します。

〔千種君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 千種議員。

4番（千種和英君） この管理計画につきましても、着実に遂行されている。また、その財源等々につきましても、繰上償還も冒頭の説明にあったように、そして、先ほどの答弁にもあったように、基金も着実に残しながら、計画的にされているというのは、理解させていただきました。

それですね、と言いながらも、やはり大変な将来が来るのかなというふうに理解をして

おるんですけれども、そこで前回も、ちょっと言いましたけれども、もう少し、住民の方々にも広く周知、理解、また、参加をしていただける体制ができないのかなというふうにも、また、今日も、ちょっと質問をさせていただきます。

町長の答弁のほうでは、自治会長会等々でも話をしているよというような話もあるんですが、なかなか住民の方々とお話をさせていただいた中で、こういった状況をご理解されている方が少ないのではないかな。これは僕の主観なんですけれども、そういうふうに思っております。

これだけ佐用町が積極的に取り組んでおりながら、理解されない。反対に言うと、もうちょっと、ああしてほしい。こうしてほしいという声も出てくるんですけれども、そういった中で、そういったことをお伝える。また、そういったところに積極的に参加していただくという面では、今、佐用町では、地域づくり協議会単位で、いろんな地域のことを考えていただいております。そういった地域づくり協議会等で、こういった話し合いの場、また、報告の場というのは持たれているのでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） この計画は、まだ、改定の途中でございますので、完成しておりません。

要は、完成する前に地元の方という話も、なかなか難しいですし、つくってしまってから、例えば、廃止とかという話も、地元の人が聞かれるのもどうかなというところがありまして、非常に地元への説明というものが苦慮するのではないかなという認識は持っております。その中でも、やはり、その地域としては、近くの施設がなくなるということは、やっぱり、今まで、あったものがなくなるということですので、なかなか理解していただけないと思うんですけれども、現在、地域づくり協議会との協議というのは、そういった計画がないものですから、なかなか協議ができていないというような状況でございます。

ただ、地域住民の方への理解という面におきましては、広く情報提供を行いまして、ものによりましたら、地域へ出向いて説明会を開催したり、また、パブリックコメントを実施したりしたいと思っております。

それと、地域づくり協議会の中では、出前講座というのを行っておりますので、出前講座というのは、役場の職員が、それぞれ知識持っておりますので、出向いて講座を行うということなんですけれども、その出前講座の中に、この公共施設計画について、入れてはどうかというふうには考えております。以上でございます。

〔千種君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 千種議員。

4番（千種和英君） 前回、この質問をさせていただいた時、議会のほうでは、山口県の周南市のほうへ行きまして、周南市はいち早く、こういった計画を立てられて、推進をされた、非常に意識を持ってされたんですけれども、住民の方々から、議会のほうから猛反対に遭い、大どんでん返しの末、どうしようかということで、漫画で皆さんに周知をされたというような事例を学んでまいりました。

佐用町で漫画にしてくださいとは言いませんが、やはり、その住民の方々への周知とい

うのが、先ほども言いましたように、明るい、わくわくする計画じゃない。しかし、皆さんの住民サービスは維持したいということです。何とか周知して、住民の皆様からの協力も得る必要があるのじゃないのかなということ、切に感じております。

その中で、その地域づくり協議会という、それが機能しているので、そういったことを例に出しておるんですが、決してそれだけじゃないと思うんですが、そんな中で、佐用町にも入っていただいている地域づくりのコーディネーターの方というのは、ほかの市町では、そういったことで、ワークショップで、やっぱりされているという現場を見せていただきました。

実は、やはり、最初、こういった計画を推進するという話になりますと、住民の方々からは、地元の施設がなくなるのというので、非常にやはり心配をされるんですが、そういった状況、環境をきっちりご理解をされた上で、本当に自分たちで、自分のこととして考えていきましょうよということで、ワークショップを重ねるたびに、やはり意見が、すごく建設的な意見になってきているというような状況もお聞きしております。

ぜひ、そういったコーディネーターの方も佐用町に関わられる方が他市町でもされておりますので、そういった方法、方法論は、ここで論じる必要はありませんけれども、何とか地域住民の方の協力も得られるような広報をしていただきたいと思います。

町長、前回にも言われましたように、こういった計画も町に別に強制力がある計画じゃないんですよというのと同時に、住民の皆さんの力を非常に活用させていただこう。また、今度、住民の皆さんにも決定権はありませんが、やはり、双方の共同作業の中で、この時代を乗り切っていくと将来が、ちょっと不安になってくるのかなと思うんですけれども、ちょっと、最後にもう一度、周知の部分に対して、どのようなご意見をお持ちか、教えてください。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 当然、あらゆる行政に共通することですけれども、これは、やはり町民の方に理解をしていただく、そのためには、こうして町民の皆さんの代表である議会という、議員の皆さんからも、しっかりと理解をしていただき、また、町行政としても、直接、町民の方に、そうした説明もさせていただくと、そういう機会を持たなければ、そういう努力を常に重ねていかなければならないというふうに思います。

その中で、やっぱり、私は、町長としても、いろんなところの機会に、やはり町の大きな課題、将来に向けて、何が、やっぱり今、大きな課題になり、皆さんにも協力いただかなければならないのか。このことは、発信をしていく、やっぱり責任があります。

私自身も、そうした計画そのものだけを捉えてじゃなくって、自治会長会、そして、今、行政としても町の今後の行政推進の大きな指針となる第2次の総合計画の策定を行っているところです。

昨日も、その審議会を開催をさせていただきました。

そういう中においても、やはり今後人口が、これだけ減少していくことを捉えて、それに対して、やっぱり適切な施設、町のこうしたインフラ、こういうものも、どう管理、維持していくのか。こういうためには、財政上、本当に、かなりの大きな財政的な負担もかかるし、町民の皆さんの本当に十分な、やっぱり、それに対しての理解も必要だということも、そういう全体の挨拶や話の中で、常に、私は、意識して、皆さんにお伝えをさせていただいております。

それから、今、お話の地域づくり協議会というのも、本来、そういう課題を、みんなで、やっぱり話し合い、また、それを自分たちでも考えていただく、そういう本当は組織です。そのために、今、見直しの中で、イベントをしたり、いろんな地域のコミュニティ事業なんかだけを中心にとということだけでなく、今後は、地域課題として、それが、町全体の大きな問題、課題ということで、それぞれの地域の皆さんにも、そういう問題をお互いに議論し、また、考えていただくという取組、このことが、今後の地域づくり協議会としても、非常に大事な問題であり、期待したいというふうに思っております。

今、施設等の、今後、課長もお話しておりますけれども、私は、そんなに、今すぐに、かなり今までも統合もし、施設も集約もしてきました。ここで、地域で、今、使っておられる、利用されているもので、今、廃止をすとか、そういうことまでのものは、そんなに拾い上げて、そういう計画の中に入れていないという、計画をしていないというふうに思っているんですけどもね、そのことが必要であれば、しっかりと皆さんにも、特に、最終的には、地域の直接使っていただく方、地域の皆さんに、説明をさせていただくと、そういう責任は、当然、果たしていくつもりであります。以上です。

〔千種君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 千種議員。

4番（千種和英君） 世の中が、どんどん、どんどんと右肩上がり、拡大してきた社会から、本当に大きな収縮の社会になっております。

この管理計画におきましても、しっかりと計画を立て、また、それと同時に、今、そういった事業化されております。

今後、20年、30年、40年先も佐用町が住みやすい町になるよう、お願いするとともに、先日、相生市、水道料金値上げというのが報道されました。相生市の市民の方から、どないなっとなや、佐用はどうなんや。お前、何とかしてくれへんかみたいな、笑い話みたいな相談もされたんですけども、やはり、先ほどの町長の話からもありましたように、全く、それが他人事ではないという状況の中で、何を、今、すべきなのかということに取り組んでいただきたいということをお願いを1点。

そして、もう1つ、やはり住民の方々の協力を仰げるように、どんどんと、住民の方に理解をしていただき、協力していただき、参加していただけるようなまちづくり、この面からお願いをしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

副議長（小林裕和君） 千種和英議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後1時20分とします。

午後00時07分 休憩

午後01時20分 再開

副議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

2番、児玉雅善議員の発言を許可します。

〔2番 児玉雅善君 登壇〕

2番（児玉雅善君） 2番議席、日本共産党の児玉です。

今回は、河川の管理道の安全対策についてと、それから、コロナワクチンの3回目の接種の件について、お聞きします。

まず、この場では、河川の管理道の安全対策について、お聞きしたいと思います。

河川の堤防上にある管理道は、河川の管理者である県が管理するのが原則と思いますが、河川の管理道の安全面の管理についてお伺いしたいと思います。

佐用川の河川管理道で7月に事故がありました。国道179号線を上月方面から走ってきた乗用車が新佐用大橋を渡りきったところで左折し、管理道に入る際に運転を誤り、防護柵を壊して危うく川に転落するところでした。

そこで、お伺いします。

1、事故のあった所は町道ではありませんが、舗装もされ通常の道路として使用されています。基本的には県の管理だとは思いますが、道路としての安全対策はどこが担うべきものでしょうか。

2、現場は道幅も狭く、中央病院の職員駐車場から国道373号線に合流するところまでは、民家のすぐ裏を通るという危険な道路です。平福方面への抜け道として通行する車両が結構あります。また、現在、設置されている防護柵は非常に小さく短いものです。地元の住民から、せめて桜並木のところまで防護柵を延長してほしいという声が上がっています。車というよりも、歩行者や自転車等の交通弱者の安全のために防護柵を延長するべきと思いますがお考えをお聞かせください。

3、現在設置されている防護柵は、いつ、どういう経緯でどこが設置したのかお答えください。

4、日常的に車両が通行可能な管理道で防護柵の設置されていないところは、ほかに何か所くらいあるのでしょうか。できれば、その区間の距離等もお答えください。

5、町道等に認定されている管理道では何か所ありますか。距離とともにお答えください。

6、管理道を含めて、町内の道路の安全について、もう一度見直すべきではないかと思えます。お考えをお聞かせください。

以上、この場での質問とさせていただきます。

残りは、また、所定の席からお伺いします。

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、児玉議員からのご質問でございます河川の管理道の安全対策についてのお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、初めに道路の管理でございますが、議員もご存知のように、佐用町内の場合では、国道・県道につきましては、兵庫県光都土木事務所が、また、町道につきましては、佐用町が管理者となっておりまして、

また、現在、管理をしております町道は、1,809路線、総延長で約700キロメートルと

なっておりますが、これ以外の農道、また、林道、私道などについても、それぞれ管理者があります。そうした、原則的にはその、それぞれの管理者が、それらの道路の管理を行うというのが原則であります。

まず、1点目の道路としての安全対策はどこが担うべきものかということのご質問ですが、河川については、二級河川であり、また、佐用川については、県が河川の管理をしており、その河川を管理するための管理道ということでは、当然、これは県が管理をすべき原則ですけれども、やはり管理道ということも、近隣の住民の方、それだけではなくて、そこを通過する車両、管理道を道路として使われているところ、そういうところは、使用状況の中で、県に申請をして、町道に認定をしている管理道もたくさんございます。

そういうところにつきましては、まず、県のほうにも、そうした転落防止、安全上のガードレールとか防護柵の設置もお願いをしてきたところ です。

例えば、今回の災害の後、河川改修で役場の裏、また、マックスバリュがあります対岸のところなんか、県のそうした事業の中で、安全な防護柵を設置をしていただいたと。また、ガードレールについても、必要なところについては、設置をしていただいたという経緯もございます。

ただ、町道として、そうしたところを認定したところについては、県が設置について、県としても、どこでもできるわけではありませんし、非常に、その箇所は多いですから、町が生活道路としての使用度を見て、安全上必要なところについては、県に申請をして、町で町道の安全柵として、設置をするということも、一応、行っております。

ただ、町道も非常に、いろんな町道があり、総延長、今、700キロもありますし、また、河川のそうした管理道といっても、河川がある以上、兩岸、ほとんど、どこにも、そうした道があります。安全的に、問題ないかと言われれば、絶対安全ということは言い切れません。

ですから、全てのところに、そうした防護柵なりガードレールなりを設置するということは、それは、なかなか莫大な費用がかかりますので、先ほど申しましたように、使用状況、現況、状況を見て、それは、判断をしておりますし、そういう中で、これまで、それに対して大きな事故とか、そういうことが幸い起きていないという状況であります。

ご指摘の道路、国道179号の新佐用大橋左岸側の上流側から、佐用中央病院につながる河川の管理道でありますけれども、これは、県が管理する河川管理道でありまして、この部分については、町道には認定をされておられません。

次に、2点目の防護柵の上流側への延長ということですが、該当の、当然、今、申しましたように、道路の管理者は兵庫県であるために、平成29年度に、そうした防護柵の設置の要望が地元自治会から出されたということでもあります。それを、県に上申をしておりますけれども、県からは河川の管理のために、そのために設置の必要性というものはないということであり、あの部分のようなどころというのは、町内にも、ほかにも、ずっとたくさんございます。要望の箇所だけ設置するということは、やっぱり県としても、現在の状況ではできないということの回答でありまして、今回、改めて、県に確認をいたしておりますけれども、同様の回答であります。

この件につきましては、地元自治会長へも、そうした県からの回答等を連絡をさせていただきまして、地元としては、今のところ、あの道路の使用状況から見て、改めて要望はしないとの回答だというふうに聞いております。

そういう状況の中で、県のそうした管理道でもあり、町道でもないことから、やっぱり、原則的には、町としても、そうした設置はできないというのが、一応、原則だというふうい思います。

次に、3点目の現在の防護柵は、いつ、どういう経緯で、設置されたのかというご質問

ですけれども、その道路の橋が架かっている部分、これ、ほかのところ見ていただいても、多分、そうした道路整備した時に、橋の工事の中で、橋脚部分から、当然、そこが河川、高さ、橋脚があるところというのが高くなるんですね。そういう部分に対しての安全策として、若干のあつした橋のたもとから、河川それぞれのところへ、安全柵というものが設置をされておりますので、そういう中で設置をされたものというふうに、私は、大体推測するんですけれども、ただ、非常に昔の設置でありますので、県としても、どういう経緯で、そのような、今の防護柵がなされているのかということ、書類的には残っていないということでもあります。

ただ、この部分も一般的な生活道路として使われている部分もありますので、先ほど、説明しましたように、河川堤防として県が管理しているわけでありまして、舗装につきましては、平成15年、この旧町の時に、そうした生活道路の舗装ということを進めてきました。その時に地元からの負担金も若干いただきながら、生活道路として、道路舗装、管理道の上の舗装を行ったというふうに、私は記憶をしておりますけれども、その時に、防護柵を一緒に設置したというようなことはないと思いますし、その記録もありません。

次に、4点目の管理道で防護柵の設置されていない箇所と距離ということでもありますけれども、また、5点目の町道に認定されている管理道で防護柵の設置されていない箇所と、その距離というご質問で、関連がありますので、併せて回答させていただきますが、河川の管理道路を町道として使用するためには、占用届を兵庫県の管理者に提出をしている河川堤防上の町道というのは、172路線、総延長で約73キロ、これが手続きを取って町道として管理道を認定している総延長、道路であります。

ただ、町道以外の道路については、路線数、総延長とも、そうしたデータを取る必要性も特にありませんので、特に、データはありません。

このために、町道を含めた防護柵が設置されていない箇所、距離というのは、正確には、そういうデータ上ありませんので。

ただ、皆さんも見ていただいて、例えば、平福の新しい護岸をつくって、散策道路とか、そういう時には、あつして管理道、あれはもう、基本的には管理道なんですけれどもね、そこに県に設置をしていただいたりしている箇所もありますし、逆に、ほとんど、そうした、通常は、防護柵まで、そこに設置するというのは、そういう特別の場合であつて、どこにでも、それを設置するというような取り決めといいますか、取り扱いはされておられません。

最後に、6点目の管理道路も含めた道路の安全ということ、これは、やはり管理道であつたとしても、やはり危険であれば、それが、特に危険だというふうに認識されれば、何らかの対策はしなきゃいけないというのは、これは、やはり行政としても責任が、私は、そういう対策をする必要性はあるというふうには思っております。

当然、そこは、住民の方が生活道路としてなり、そういう形で使われているかどうか、その状況を、ちゃんと考慮をして、危険性が特に高いというふうなところについては、その危険性を取り除くということ。対策をするということ、これはやはり、私は、必要だと思っております。

今回のご指摘の箇所。私も現地を確認をしました。対岸でありますところの道路、あれ、町道に認定をしまして、あそこも、ずっと対岸も、ガードレールも長い間、何もなかったんですけど、先般、何年か前に、そうしたところの点検をして、あそこも住宅地があり、非常に交通が多いということで、あれは町の費用でガードレールを、ずっと設置をしたということでもあります。

今、ご指摘のところというのは、基本的には、あそこの裏側、そんなに住民の方が基本、使われる方は、非常に少ないし、もともと、あそこにお店があつて、お店からの出入りが

ある。そういうこともあって、あそこに、ちょっと、防護柵をつくられたのかというふうには、私は見たんですけども、結構幅もあって、桜並木がかなり大きくなっています。通常、散歩したりなんかする時には、全く危険性を感じません。

ただ、今回の橋のたもとから防護柵が4メートルか5メートルほど設置してあります。それから、もう少し、あそこ道が、どうしても狭くなっておりまして、そういう部分は、特に、コンクリートの擁壁が、そのまま、ストンと下まで落ちてしまっておりまして、若干、あれから4メートルか5メートルかを延長すれば、非常に危険性が軽減できます。それで、桜のところまではいかなくても、桜のところまでの間というのは、新たに、コンクリートの天端が、ずっと伸びていて、それほど、歩いていて、そこまで落ちていくというような危険性は、私は見ませんが、今、古い護岸のところの、防護柵から4、5メートル、この部分は、やはり、今、設置してあるところと危険性は同じような形であります。

ですから、そういう部分については、県の管理道であったとしても、県ができないのであれば、町の安全対策として、やっぱり、そうした対策はしておくべきだろうということで、担当者のほうには、指示はしております。

ですから、全部をやってくれとか言われると、ほかのところもずっと、同じように点検もしてやらなきゃいけない。そうした危険性が非常に特に高いところというのは、やはり現場を見て判断をしていかざるを得ないんじゃないかなというふうには思っておりますので、その点、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

〔児玉君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 児玉議員。

2番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

本当に、あそこ、私も、役場からの帰り、特に、文化センターからの帰りなんか、平福に帰るのに、近道になりますので、結構、通らせてもらうんですけども、その柵の部分のところの10メートルぐらいですかね、本当に道が狭く、気になっているんですね。そのために、非常に、結構危ないんですね。歩行者、自転車がありますと、本当によけるのに、すれ違うのに、難儀するようなところなので、早急に、さっきの町長のご答弁で、あと5メートルほど延長する、前向きなお答えいただきました。本当に、1日も早く、あそこ少しでも安全なような道にしていきたいなと思います。

この前の事故というのは車だったんですけども、あの柵に対して、直角にぶつかっている、あのぶつかり方というのは、ちょっと、僕らでは、あんまり考えられないようなぶつかり方なんですけれども、本当に、あの柵のおかげで、車助かっているんですね。あの柵を押し、柵を壊して、かろうじて止まっている。あれで柵なかったら、車、真下に転落していると思います。そうすると大変な事故になったと思います。

そういった車の事故ということも、あり得るんですけども、あまり考えられない事故じゃないかと思っています。

むしろ、あその柵というのは、本当に歩行者、特に、犬の散歩であるとか、また、通学等で、自転車で通る方もいらっしゃいます。そういった、交通弱者のために、1日も早く安全な道路にしていきたい。そのための、少し前向きなご答弁だけたけたのかなと思います。

ここで、さらに、ちょっとお伺いしますが、吉福の橋から、佐用大橋を通過して、そして、新佐用大橋までの川沿いの道路、あれは町道だと思いますが、その町道を延長して、佐用

中央病院との前の 373 号線との合流地点まで、延長した町道認定できないものでしょうか。できたら、そうさせていただいたら、管理もやりやすいんじゃないかと思っています。

ただ、あそこは、本当に民家の裏を（聴取不能）道なので、正直な話、地元の、そこらへんの地元の方にとっては、町道認定されて、車、通行量が増えるのも困る面もあるかと思いますが、安全のために、町道に認定していただいたらいいかなと思いますけれども、その点、どうなるんでしょうか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今、児玉議員も、おっしゃったとおり、あそこに住んでおられる、長く、あそこで家があって生活されている方にとっては、生活の範囲、生活道路としてはいいんですけども、町道になって、今でも管理道ですけども、その児玉議員もそうらしいですけども、近道ということで、通られる方もいらっしゃるということですけども、できるだけ、それは、普通の自転車とか歩行者、散歩したり、そういうことで使っていたのが一番いいところで、住んで、あそこの生活されている方も、長い昔から歴史があって、それは、管理道の中に物を立てたり、そんなことはされておられませんけれども、洗濯物を干したり、あそこ、ギリギリのところで生活されております。私は、それはそれとして、長い間の、いわば、権利のようなどころがありますから、特に、あそこを町道にして、あれだけの道が、表に、大きな道があるわけですから、そこを町道に認定をする必要性というものは感じておりませんので、ただ、あそこ通られて、事故されたというのは、これは、まあまあ、事故した人は、非常に悪いのであって、事故するような、防護柵も、それで助かったということですけども、車の事故を防ぐためのガードレールのような強度は、当然ありません。歩行者とか自転車、それが、転落しないようにという柵ですから、そういう意味でも、道路認定をするという考え方は、あそこはありません。

〔児玉君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 児玉議員。

2 番（児玉雅善君） その現場の道路に関してなんですけれども、前、昔あった、うかいやさん、本屋さんの、今、工事事務所のように使っていますけれども、その裏に当たる部分の道路ですね、あそこ、うかいや側のところ、のり面、あそこ草が生えないようにいうことで、アスファルト塗装しています。そして、その路面と、そののり面との境目、これが、特に夜なんか非常に分かりにくいんですね。同じような色していますので、ですから、せめて、白線を引くなどして、その境目が分かりやすいようにすべきじゃないかと思いますが、その点、どうなんでしょうか。

町長（庵途典章君） それ、担当課のほうでも見ておりますけれども、私も現地を歩いて、確認しております。そういうものまでの安全性の中でも必要性は、私は感じておりませんので、今のところ、そういうことまでは、する必要ないというふうに思っております。

〔児玉君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 児玉議員。

2番（児玉雅善君） 必要ないということなんですけれども、特に、自転車なんかですと、非常に危ないんじゃないかと思えますけれども、もう一度、検討して、何らかの策を取るべきじゃないかと思えます。重ねて、その点を申し添えておきます。

そして、もう1つ、街灯なんです。あそこを見ますと、非常に暗いんですね。橋のたもとに街路灯が1基あるだけで、あとはもう、ほとんど暗い状態になっています。せめて、これは、地元からの要望が出ているかどうか、ちょっと、確認はしていないんですけれども、街路灯なり防犯灯なり設置は必要じゃないかと思えますが、その点、どうでしょう。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そういう点についても、やはり、ここ、生活圏の中、管理の中で、前にも、地元からも、そういう要望はあったと。ただ、そういう回答の中で、地元で生活していらっしゃる方にとっては、それほどの必要性は感じられていなかったというような状況で、もうそれ以上は何も言いませんということだったようです。

ですから、街灯等についても、これは、やはり、よそから来るといふ、いろんな人が来るとこじゃありませんから、生活されている皆さん方の自治会の中で、そういう必要性が特にあるということであれば、また、自治会長のほうから、そういう相談もあろうかと思えますけれども、今のところはありません。

〔児玉君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 児玉議員。

2番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

今回の質問、安全性の面について、町長から防護柵の延長について、桜並木、地元の要望で、桜並木のところまでということだったんですけれども、少しでも進展できたんじゃないかと思えます。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

コロナワクチンの3回目の接種に対する対応はについて、お伺いしたいと思います。

新型コロナの感染状況は、幸いにも現在は落ち着いているように思いますが、第6次の感染拡大が心配されるところです。

また、昨今、新しい株、オミクロン株についても感染の拡大が心配されています。そこで、お伺いします。

計画では、来年春頃から、順次、3回目の接種されるようになっていきましたが、ここにきてモデルナ製のワクチンも接種可能とか、ファイザー製とモデルナ製を同じ医療機関でどちらのワクチンを打つのか、被接種者の希望を聞き接種するとか、政府の方針が変わって来ています。また、今まで、8カ月だった間隔を6カ月までにするとか、そういったことで、政府の方針が、だんだん、だんだん変わってきています。そこで、本町の対応についてお尋ねします。

この点は、この前の全員協議会等でもお答えいただいたので、ダブる場合もあると思えますが、よろしくお願ひします。

1、保管の方法や、接種するワクチンの量などが違うワクチンを同時に同じ医療機関で管理するとなると、難しい面や人為的なミスなどにつながるおそれもあると思いますが、その対策はどうされるのか。

2、今も計画されている接種計画に大きな変更はあるのか。

3、小児や妊婦さんへの接種の現状と今後の見通しはどのようになっているか。

4、今後も、いろいろ政府の接種計画の変更などが起こり得ると思いますが、町の対応は、それに対応できる体制になっているのか、お伺いします。

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、児玉議員からのご質問、2点目のコロナワクチンの3回目の接種対応についてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染状況は、第5波において、感染力の強いデルタ株の発症により急拡大をし、医療提供体制が危機的な状況に陥りましたが、8月下旬から感染者数が急激に減少し、現在では、県内においても一桁の感染者数にまで減少をしております。減少していった要因の1つは、若い世代へのワクチン接種が進んだことが上げられると思います。

佐用町のワクチン接種においても、全体で90パーセント以上の方が2回接種を終えられて、新型コロナウイルス感染症の発症抑制に大きな効果を発揮しているというふうに考えております。

新型コロナワクチンの3回目接種につきましては、原則として、2回目完了後、おおむね8カ月経過した方を対象に実施することになっておりますが、最近の報道では、自治体の準備状況を踏まえて、可能なところは前倒しで進めることも検討がされおまして、本町でも接種に向けて接種体制の準備をしているところでございます。

現段階での3回目接種計画は、国からのワクチン供給計画に基づき、まず初めに、医療従事者の方約600人を、年明け1月から接種を開始し、その後、高齢者施設の入所者と従事者、高齢者や、また、福祉施設ですね、の入所者と従事者約1,000人に対しまして2月から、その次に65歳以上の高齢者、その後、順次、障がい者施設の利用者、また、従事者の方、基礎疾患のある方、18歳以上の一般住民の方の順で、1回目、2回目ワクチン接種時と同じような間隔、スケジュールで実施をする計画としております。

具体的な接種時期につきましては、今、現在、調整をしているところでございまして、また、決定次第、早急に町民の皆さんにもお知らせをさせていただきたいと思っております。

65歳以上の方につきましては、集団接種として、2回目接種の時と同じ会場で実施をし、前回と同様に送迎も計画をいたしております。

それでは、1つ目のご質問の保管方法や接種するワクチン量などが違う場合の対策、このワクチンの問題と、また、2つ目の質問の接種計画に大きな変更はあるのかということについてですが、11月22日に開催をされました全員協議会でもご報告をさせていただきましたが、3回目接種のワクチンについては、国からの各自治体に対してファイザー社製のワクチンと、モデルナ社製ワクチン、両社のワクチンを合わせて十分な量を配分するという通知であり、令和4年3月までの佐用町分として、ファイザー社製ワクチンと、また、モデルナ社製ワクチンを合わせまして、約8,500回分の配分計画が示されております。

他の自治体におきましても同様に両社のワクチンが供給をされるということになっております。

佐用町では、1回目、2回目がファイザー社製ワクチンのみを使用しましたので、ワクチン管理の環境や接種方法などが違うことにより、さらなる注意が必要となりますので、このモデルナ社製を使用するということとなりますと、接種を実施していただきます佐用郡医師会の先生方の協力の下に、細心の注意をして、十分に安全を確保して、実施をしていきたいと思っております。

次に、3つ目のご質問の小児や妊婦さんへの現状と今後の見通しについてでございますが、5歳から11歳のワクチン接種につきましては、本年11月15日に開催をされました、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におきまして議論されて、小児への接種を行うとされた場合には、自治体において速やかに接種開始ができるよう、準備を進めるようにとの提示があり、早ければ2月頃から開始する場合も想定がされますけれども、まだ、これは正式な決定がされておられませんので、国から具体的な方向性が示されれば、その国からの通達に沿って、町としても対応をしてまいります。

なお、12歳になる小学6年生や妊婦さん等で、1回目、2回目のワクチン接種を希望される方には、現在、佐用共立病院と岡本医院でワクチン接種の対応を、既にいただいております。

最後の質問の政府の接種計画の変更などが起こり得ると思うが対応できる体制になっているかということですが、最初に申し上げましたとおり、現在の新感染者の減少は、ワクチン接種の効果が非常に大きいことは明らかでありますので、接種後から日数がたつことによって、ワクチンの抗体量が徐々に下がり、感染の危険性が高くなることも、また、海外の感染者の発生状況などの事例を見ても明らかであり、やはり3回目のワクチン接種を実施することは、非常に今後のコロナの感染を抑えていく、防止していくためには、非常に重要であります。

新たな変異株でありますオミクロン株による新規感染者が日本においても、今後、発生してくるということも、やはり想定をしながら、今後とも、国のワクチン接種計画の情報を注視して、佐用町としても、しっかりと接種ができる体制を準備をし、また、その接種を行っていききたいと考えております。

今後の接種の順番ですけれども、医療従事者600人が年明けで、高齢者施設が1,000人であり、障がい者の施設は後になるの？

〔健康福祉課長「65歳の高齢者と同じ時期ぐらいです」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） うーむ、できるだけ、前も行いましたけれども、そうした施設ですね、施設でのクラスター、これを抑えるためにも、65、それ以上に早くはできませんけれども、高齢者施設入所者、また、従事者の次には、そうした施設入所されている、基礎疾患を持っておられる方も、結構ありますから、そういうところも十分医師会等とも相談しながら、高齢者の65歳以上の方と並行してでも、順次、行っていききたいというふうに思っております。以上です。

〔児玉君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 児玉議員。

2番（児玉雅善君） ありがとうございます。

質問を通告しましてから、それ以後、大きな変化がありました。やっぱり、オミクロン株の感染が確認されたこと。また、3回目接種の前倒しなど、いろいろ情勢は変わってき

ます。それを含めて、追加の質問をさせていただきます。

6日に国内3例目の感染が確認され、昨日は、4例目が確認されています。また、3例目の例では、これは、日本人で初めての感染との報道がありました。

政府は、安倍、菅政権の時に、対応が後手後手と散々言われすぎたことの反省なのか、6日の岸田首相の所信表明で、オミクロン株について、最悪を想定して対応すると表明するなど、水際作戦において、航空機の予約停止など、勇み足かとも思える対応をしているようです。

オミクロン株については、WHOの責任者が既存のワクチンで重症化を防げるはず、また、重症度についても、現在、主流のデルタ株以下という発表があり、一方では、1人が何人にうつすかを示す実効再生産数はデルタ株の4倍、4.2倍という報道もありました。いずれにしても、オミクロン株はもちろんのこと、デルタ株など、新型コロナ自体が、まだまだ、研究段階で、ワクチンにしても、治療薬にしても、何が正解か分かっていないというのが実態なんだろうと思います。

そして、その正体ははっきりしない以上は、最悪の事態を想定して対応すべきなんだろうとは思いますが。

今後、次々と、新たな変異株が現れて、その都度、大騒ぎになるのではないかと思います。現時点でのコロナに対する認識と、今後の対応の基本方針、先ほどの質問とダブるかと思いますが、新たなオミクロン株を踏まえまして、お答えをお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いします。

[町長 挙手]

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私なり、担当者にしても、町としてお答えができる範囲のことは、先ほど、当初、お答えしたことが1つの限界といたしますか、今、お答えできる内容ではないかと思えます。

確かに、こういう見えない、また、まだ研究者自体も、いろんな意見があったり、国自体も、それに対して、いろいろと専門部会、専門家部会等で、それを評価して、検討して、対策を出されておりますけれども、やはり岸田総理でも、やはりある程度、当然、過去の対策への反省を踏まえた中で、オミクロン株も、非常に感染力は高いけれども、重症化率は低いというのが、1つの情報として流れてはおりますけれども、そういうことだけに頼って、じゃあ、大丈夫だとは言っていないし、かなり、いろいろと対策を、事前の対策をしていくということで方針を出されておりますから、町としては、そうした方針の基に、まず、先ほど申しましたように、ワクチンを、どちらにしても、やっぱりワクチン接種を、きちんとしていくということが、これまでの、ここの経過から見て、その効果が非常に確認された、これだけは間違いないので、それを改めて、もう一度、第3回目の接種をしていくと、ここに尽きるのではないかなと。

あとは、その生活上、また、町民の皆さんの日常においても、これまでの感染防止に注意を払うという、この生活様式、これは継続をしていただく。それが、私たち地方、それぞれの自治体なり、また、全体の国民一人一人における行動なり対策ではないかなというふうに思いますので、それに沿って、今、先ほど申しましたように、モデルナとファイザーと、その両方で合わせてということで、この国も、それだけのワクチンを供給していくのに、そうしたワクチンも、前回のファイザーだけではなくて、モデルナも使うということで供給していくということが、そういう状況で通達が来て、配分も決まって、各自治体

とも、それはやむを得ない。ファイザーでなくても、モデルナであっても、ワクチン効果というのは、これは専門家の中でも、高い十分効果が得られ、逆に情報によっては、これが本当かどうか分かりませんが、違うワクチンを打ったほうが、抗体が非常に強くなるというようなことも言われているような状況なんで、別のワクチンを打ったら、逆に駄目だということは出ておりませんので、モデルナとファイザー、この両方を、しっかりと現場においては使い分けて、医師会とも相談もさせていただきました。

医師会も、そういうことであれば、そういう対応、個別接種では、例えば、モデルナを使い、集団ではファイザーを使うとか、そういうことの中で、接種については、やっていきたいと思いますということを言っていておられますので、その計画の中で、前回、今までやってきたとおり、スムーズにワクチン接種ができるように、準備については、万全を期していきたいと思っております。

〔児玉君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 児玉議員。

2番（児玉雅善君） ワクチンの件では、本当に、モデルナとファイザー社、これ、当初の政府のあれによると、確か、接種者の希望を聞いていう話だったと思うんですけども、当然、佐用町内では、1、2回ともファイザー社がほとんどなので、希望となるとファイザー社が圧倒的に多くなるんじゃないかと思えます。そのバランスの問題ですね。そこらへんの対応は、大丈夫だと思うんですけども、柔軟な対応を、できるだけ接種者の意見を尊重する形で、柔軟な形で進めていただきたいなと思えます。

そして、1、2回目の集団接種の対応、これは、他市町の方からも、本当に佐用はよかたという評価をいただいているようです。本当に、混乱も少なくよかったですと思えます。

今後とも、ワクチン接種に関しては、混乱ないように、速やかにいけるように、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、次に、これ、コロナの給付金について、10万円の件なんですけれども、これ、通告にないんですけれども。

副議長（小林裕和君） 児玉議員。

2番（児玉雅善君） はい。

副議長（小林裕和君） 通告にない質問は避けてください。

2番（児玉雅善君） コロナの関連ということでいったら、

副議長（小林裕和君） 関連でも、関連いうたら、どこまでも関連になりますので、児玉議員が事前に通告されている内容でご質問ください。

2番（児玉雅善君） はい、分かりました。

そしたら、コロナ給付金の件、この件については、補正予算が上がっていますので、こちらのほうのところで質問させていただくことにします。

とにかく、今後とも、コロナのワクチン、本当に専門家の方でも意見が割れて、まとまっていない部分がたくさんあります。今後とも、いろいろ情報等を、いろいろ出てくると

思います。そういった面に柔軟な姿勢で、1つでも、少しでもコロナの早期の撲滅につながるように柔軟な対応をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

副議長（小林裕和君） 児玉雅善議員の発言は終わりました。
続いて、13番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君） 13番議席の日本共産党の平岡です。

私は、南光歯科保健センターの休止について、質問を行います。

11月、口腔ケアで肺炎を減らす取組をされた町内の特別養護老人ホームの看護師さんが国から表彰を受けられたと、そうした新聞報道がありました。私は、受賞者された方から「地域の歯科医院との連携で口内環境を改善し、誤嚥性肺炎で入院する事態の改善が進み利用者の方は、自分の歯で食事ができ、食事がおいしいと前向きに元気になっておられる」というお話をお聞きしました。

在宅で介護を受けておられる方など町民の口腔ケアは町の健康づくりの取組が非常に重要だと認識を深めたところです。

ところで、10月20日、全員協議会で南光歯科保健センターの休止理由について、担当歯科医師による都合と利用者が少ないと口頭で報告があったところです。そこで、以下の点について、町の見解を伺います。

①つ、担当医師の都合で休止することについて、医師から再度担当したい旨、申出があったとも報告されています。私は、全員協議会后、町に医師から申し入れ書の提出がされたと聞いていますがどうなのでしょう。その経緯と休止とした理由を明らかにしてください。また、町として文書を議会に提出してください。

②、南光歯科保健センターの訪問診療利用者が少ないことについて、全員協議会で町長は、「町民から私のところには必要とする声は聞いていない」と答弁されています。私は、在宅で介護を受けている方から「訪問診療を歯科保健センターからしてもらえるのであればありがたい。もっと住民に訪問診療が受けられるという情報を発信してもらいたい」との声を伺っています。必要としている関係者に情報が十分に届くよう取組を強化すべきではないでしょうか。「広報紙で訪問診療を希望する人が申し込めるようPRしてほしい」とも伺いました。こうした住民の声に応えるべきだと思いますがいかがでしょうか。

③点目、歯科保健センターの業務を廃止せずに、歯科医師による要介護者の実態調査を歯科保健センターで実施するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

④点目、町内の歯科医院による訪問歯科診療の実態はどのようになっていますか。訪問歯科診療の実態について、具体的に明らかにお願いします。

⑤点目、来年3月31日で南光歯科保健センターを廃止する方針は、実態調査を行い医師による判断のもと治療を行うこと。また、住民の声を聞いてから判断すべきだと考えますが、町の見解を伺います。よろしく願いいたします。

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、一般質問最後の平岡議員からの南光歯科保健センターの

休止についてのご質問にお答えをさせていただきます。

平岡議員からは、これまでも、この南光歯科保健センターや歯科保健事業に関しまして、一般質問や、また、全員協議会等の場で、繰り返し同じような質問なり、意見をいただいております。

私も、その都度、ご説明やご報告もさせていただいておりますので、現在の在宅訪問歯科診療の現状などにつきましては、平岡議員も、それなりに、私の答弁も聞いていただいて、ご理解もいただいていると思いますので、できるだけ、簡潔にお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、さらに、ご理解のほども、よろしくお願ひしたいと思っております。

初めに、南光歯科保健センターの休止に関して、この歯科センターの管理者、担当医師から再度担当したい旨の申し入れがあったことについての経緯と理由について明らかにされたいというご質問でありますけれども、この点についても、こういう申出があり、また、その後、説明をして理解をいただいたと、それを取り下げられたということ、これについては、説明をさせていただいたところです。

南光歯科保健センターが9月1日以降休止となったことは、10月20日の全員協議会でご説明申し上げたとおりで、南光歯科保健センターの管理者兼歯科医師を務めていただいております先生から、今年8月28日付で私宛てに「南光歯科保健センターの管理者の変更手続きに関するお願い」という文章が届きまして、南光歯科保健センターの管理者変更の依頼がございました。

その際に、医師から次の管理者候補の推薦もありましたが、これは、県外の方であり、また、責任をもって職務を全うしていただける方と認めることができかねましたので、9月1日以降、南光歯科保健センターの管理者は不在となるために、診療所休止届を西播磨県民局へ提出をしております。

南光歯科保健センターを休止することについては、佐用郡歯科医師会に所属されている各医師に対しても経緯の説明と報告をさせていただいております。

その後、先生から「南光歯科保健センターの診療所休止届の再考について」という依頼文書が届いたということでもありますけれども、新庄歯科医師と面会して協議をした結果、現在では、令和4年3月末をもって廃止することについても同意をされております。

次に、2つ目のご質問でございますが、訪問歯科診療を必要とされている人に情報が十分に届くように取組を強化すべきであり、希望する人が申し込めるようにPRしてほしいという住民の声に応えるべきだということでございますが、これは、令和3年に特定健診の際に実施した歯科健康診査の間診では、回答者1,673人のうち約77パーセント、1,283人がかかりつけ医があるというふうに答えられております。歯の治療や入れ歯の調整などは、診療設備の整った歯科医療機関を受診されているということが、この数字からも伺えます。

訪問歯科診療を必要とする方は、ご自分で歯科医療機関を受診することが困難な在宅の要介護者であるというふうに、当然、思いますが、要介護者にとって最も身近な相談者は、ご家族や毎月自宅を訪問して介護ケアプランの作成や見直し、支援や見守りを行っているケアマネジャーであります。担当のケアマネジャーは、口腔の状態や食事の状況などについても、ご本人やご家族から聞き取りを行なっておりますので、口腔状態などに問題がある場合には、相談窓口である健康福祉課の歯科衛生士との連携が整っておりますので、平時から訪問歯科診療や口腔ケアの案内リーフレットなどを活用して、訪問診療について周知を、当然、図っているところであります。

次に3つ目の質問でございますが、歯科保健センターの業務を廃止せずに、歯科医師による要介護者の実態調査を歯科保健センターで実施すべきだというご質問でございますが、町の歯科衛生士の業務として、現在も継続的に訪問歯科相談を実施しております。新たに

認定を受けた要介護者についても、ケアマネジャーからの情報をもとに実態把握を実施しており、口腔に関してお困りごとがある方には、訪問指導も行っておりますので、南光歯科保健センターが廃止されても、要介護者に対しての保健衛生体制が変わるものではございません。

4つ目の質問でございますが、町内の歯科医院による訪問診療の実態がどのようになっているか、訪問診療の実態を明らかにされたいということでございますが、ケアマネジャーとの連携による訪問診療の依頼は、令和2年度で4人、令和3年度では、現在までに3人あり、これも佐用郡歯科医師会により調整をしていただき、うち3件は、町内の歯科医療機関から訪問をしていただいて、残りは南光歯科保健センターによる訪問を実施しているということで、南光歯科センターにおいても、年間に2件か3件のことをやっていたという状態でありまして、何ら、南光歯科保健センターがなくても、それは、そのための佐用郡の歯科医院の先生方の協力の中で、そうした診療体制というものは、何ら問題はないというふうに思っております。

最後に、来年3月31日で南光歯科保健センターを廃止する方針は、実態調査を行い、歯科医師による判断のもと治療を行うこと。また、住民の声を聞いてから判断すべきだというご質問でございますが、これまで、歯科衛生士が行ってきた実態調査、また、訪問診療の相談を受けて希望される方は歯科医師の訪問診療も行っており、その実態調査というまでもなく、これまで、そうした診療の状況、また、それに対する対応、こういうことが十分に、これまで、もう既に実態として明らかになっておりますので、それにつきましては、町内のそれぞれの歯科医療機関が、かかりつけ歯科医として、要介護者の方に対する継続した歯科診療を提供できるように、引き続き、対応していただければ、そうした実態調査をするまでもないというふうに、私は、思っております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 歯科保健センターについては、一般診療をやめる時を含めて、今日まで、その都度、何かあった時には、取り上げて質問をしてきています。

一貫して、町長の答弁は、廃止していく、歯科保健センターをなくしていくということを前提の下に様々な具体的なことについて、ご回答されているというふうに、私は、その都度受け取っています。

ですから、理解していただきたいという、町長、言われるんですけど、私が、住民から聞いている声として、先ほどの最初の質問の時にも述べましたけれども、そういう訪問診療してもらえなかったら、本当に、関係する人たち、直接に聞いた声として、あんまり知っていないん違いますかと。そういう声なんですね。

で、町長も全員協議会の時にも言われましたけれども、私のところに必要だという声は届いていない。聞く、聞ける状態にないのかなど。残念だなと思うんですね。直接、町民の声として、私が聞いている限りでは、必要としている人に、その情報が伝わっていないんじゃないかと。むしろ、もっとPRしてほしい。また、住民の方は、歯科センターで長期にわたって治療も行われてきていましたので、小さな子供さんを育ててきた経験から、その歯科保健センターから、はがきが届いたりして周知が分かりやすい、徹底されていたので、なかなか歯のことは、生活する上で、いろんなことありますから、後回しになるけれども、必要なことだから、前もってお知らせしていただいたら準備する。特に、介護者を、医師のところに行こうと思ったら、いろんな準備も要りますし、また、訪問していただく上で

も、いろんな準備も必要ですから、事前に、そうしたお知らせがあったら、もっと、丁寧にしていただいたらありがたいなという声なんですね。

決して、その歯科保健センターをなくしたほうがいい。もう必要でないんだというのは、むしろ、町長からしか、私は、聞いていません。そういう実態です。

お尋ねしますけれど、全員協議会の中で、報告があった内容は、診療所を廃止する理由として、医師の都合で、また、併せて、在宅介護者の治療を必要としている人が、年間にして、ごく少数だと、そういう実態なので、もう、あってもなくてもいいんだというようなご回答だったかと思います。

そういう中で、医師のほうからは、むしろ、休止する理由があって、申出はしたけれども、町のほうの回答の中で、管理者を重ねてするようなことはできないのでということで、改めて見直しをする。そういうことで、町に対してお伺いをされております。その時には、口頭の回答で、説明だけで、回答はないというのが現状だというふうに言われているんですけど、なぜ、そういった文書で出てきたものに対して、口頭だけの回答でされたのか。まず、その点、伺います。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今の最後の質問の前に、次々と、いろんなことを言われましたので、それに対して、私もお答えをさせていただきますけれども、私が、最初から、南光歯科センターの廃止ありきで物事を全て述べてきたと。それは、やはり聞いていただいて、これまで、長い経緯の中で、平岡議員は、非常に誤解と言いますか、理解をしていただいているところであろうかと思えます。

私は、この南光歯科センターで、そうした訪問介護、寝たきりの方の口腔ケア、これは重要だということは、先生からも聞きましたし、そうだとおっしゃって思っております。

それで、先生にも、それに特化した診療所にしたい。先生が、それは、自分がやりますと、そういうことをおっしゃったわけです。それが、実際、1年、2年、はっきり申し上げまして、そうした活動が十分にできていないんです。それだけではなくて、私は、その重要なのが、何も歯科センターだけが担うべき診療、医療ではない。町内の歯科医院の先生方も、みんな同じように考えておられまして、ほとんどの先生が、そうした訪問診療にも協力をするというので、実際にさせていただいております。

ですから、そうした対応については、できるだけ、医院のほうに来ていただければ設備は整って、しっかりとした診療ができるけれども、そこへ来れない方については、歯科のほかの先生方も、そうした訪問でしていただく。町としても、そうした方の要望にも応えて、今後、この歯科センターがなくなって、そうした先生方の活動にもできるだけ町としても支援をしていかなければなりませんので、非常に手間のかかる、時間もかかって、保険点数だけで診療する診療内容も、非常に限られた診療しかできません。そういう診療について、町もそうした診療への補助金、支援をしていこうという、そういうことにも取り組んで、考えているわけでありませぬ。

ですから、それこそ、平岡議員が、最初から町長は、歯科センターをなくすために話しているんだと、逆に、私は、平岡議員が、歯科センターだけを残すということだけを目的に話をされているという、お互いに、そんな感じになってしまいますから、やっぱり、本当に、そうした診療が、治療が必要な方に、どう診療を、医療を届けていくか、口腔ケアについても、ちゃんと、ケアをして、町全体で、町にも歯科衛生士がいて、ほかのケアマ

ネジャー、それから、保健師、みんながお口元気連携票をつくって、みんなで、そういう健康を守ろうという取組をしているんですから、それについては、私は、理解をしてくださいということをお願いしているわけです。

口頭で、先生からの、はっきり申し上げまして、非常に、私たちも振り回されます。自分は、ほかのところへ管理者として行くと。だから、もうできないと。やっぱり、管理者が、そこにいていただかないと、診療所というのは、設置ができないわけです。それなら、やむを得ず休止届を出す。

しかし、そこは、そういう文書を出しておいて、受理して、そういう後の対応を、県とも早急に担当者、副町長のほうも行ったわけです。

その後、急にまた、いやまた、考え直すと。こういうことでは、本当に、行政として、本当にこれ、町だけで設置といっても許可が必要ですし、そうした医療の問題ですから、手続きは、しっかりとしなきゃいけないわけです。ですから、そういう中で、文書が来たけども、先生と話をして、それはもう、今の状況では、当然、今のお話しましたような状況の中で、町内の歯科の先生方にも、その話は既に行っておりますから、ですから、その、改めてのそれはできませんという話で、じゃあ、これは仕方ないですねということになっただけの話です。

それを、文書で返す必要性は、私はないというふうに思います。以上。

[平岡君 挙手]

副議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 1 つは、町長は、訪問診療について、重要な課題だと思っているという認識だということで、その件についても引き続き、行政として責任持ってやりたいというふうに、受け止めさせてもらったんですけど、それは、それで大丈夫ですね。

[町長「（聴取不能）」と呼ぶ]

13 番（平岡きぬゑ君） はい、それでですね、最初に言いましたように、口腔ケアをすることで、重要性というのは認識が一致しているから、重ねて言うのもあれですけど、先日、国から表彰を受けられた人も、特別養護老人ホームの現場で、そのスタッフで協力して、誤嚥性肺炎をなくすために取組、口腔ケアをすることによって、そういうことの実態が明らかに、入院されていた人たちが減ったという、そういう実績があるんですね。

だから、町としても、取組をしている実態として、歯科保健センターで何人とかいって、人数は決算とか、そういうところで、人数しか聞いていないんですね。ですから、必要な人に、ちゃんと、できているかどうか、町として把握しているかどうかという点、ちょっと、確認したいんですね。

町が出している健康さよう 21、一番新しい、令和 3 年 3 月に作成したものの中に、いわゆる歯と口腔の健康に関する事業の実施状況で、令和元年度で在宅要介護者の歯科相談事業として 132 人という、ここで具体的に上がっている数字というのは、これだけなんです。この 132 人に対して「在宅の要介護者において、訪問歯科相談を行って把握を行い必要な歯科医療へ繋ぐことで、口腔機能の維持と改善を図る」ということで、事業内容は説明があるんですけど、具体的に、この 132 人のうち、町の歯科保健センターを利用された人は 4 人とか 3 人とか一桁の人数なので、いわゆる町内の歯科医院さんで、どれだけ具体的にされたのか、そういった数字を説明として、私は、この質問の中で求めているんで

すけれど、それについての回答がなかったので、具体的な数字として、町として、まとめておられると思うのでお示してください。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

先ほど、平岡議員のほうから健康さよう 21 の計画の中の数字、提示をされましたが、それと、あと併せまして、毎年度、歯科保健センターの事業ということで、歯科保健事業報告というのを作成をしております。それにつきましては、歯科保健衛生協議会の委員、この委員の中には、郡歯科医師会の先生方、当然、加入をされているんですけども、そういった機会を利用して、毎年度の事業報告のほうをさせていただいております。

その中で、ちょっと、私の手元のほうに、歯科保健事業報告の令和 2 年度の報告書がございますので、その中で、ご報告をさせていただきますと、在宅要介護者の歯科保健事業といたしまして、先ほど来からお話が出ておりますように、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーに在宅訪問に係る専門職からの依頼と情報提供によって、まずは、お口元気連携票という簡易な調査票でございますが、これにつきましては、ケアマネジャーが要介護者の方に聞き取りをいたしまして、口の中で歯が傷むところはないかとか、後、かんで飲み込む時に支障がないかとかいうようなことで、概要を聞いていただく中で、もし歯の治療、それから、口腔ケアを必要とする場合には、どちらの機関を利用されるかというご希望を聞いております。そういう中で、かかりつけの歯医者さんがいらっしゃる場合には、そちらのほうに、後々の診療のほうをしていただきますし、そういったところがないようであれば、歯科衛生士のほうにご連絡をしていただいて、歯科衛生士のほうがご自宅のほうに訪問にお伺いをするというような手順を取っております。

それで、令和 2 年につきましては、先ほど、平岡議員が言われました 130 何人というのは、一般診療を、平成 29 年度に閉鎖をいたしまして、訪問歯科診療に特化していくということで、その時点からケアマネジャーに要介護者の方の一斉の調査をさせていただいております。それから以降、平成 30 年、令和元年、令和 2 年ということで、徐々に訪問をする件数が減ってきておりますので、令和 2 年につきましては、12 人の方の訪問を実施をしていただいております。そのうち、歯科診療が必要な方につきましては、一般の歯科診療所をご利用になられたりというようなことと、あと南光歯科保健センターが一般診療に行った件数というのが 2 件だったということでございます。

それで、ほかの方について、どこの歯科医院をご利用になられたとか、そういったことまでは、申し訳ございませんが、把握のほうはできておりませんので、この事業報告書につきましては、南光歯科保健センターをご利用になられた方の実績ということでまとめておりますので、それ以外の方については、ちょっと、手元のほうに資料はございません。

〔平岡君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 実態としては、町としては、南光歯科保健センターの関係で、関わった方については、具体的につかめるけど、一般の、いわゆる町内の歯科、町内だけじゃないかもしれませんが、歯医者さんに行かれた方については、分からないというのが実

態ですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） 訪問調査をした際に、先ほども言いましたように、かかりつけの歯科医があるということで、そちらのほうでご相談されるという確認をしておりますので、そういうことで、その時に、どちらの歯科医院に行かれるかという具体的な医院名までは、把握ができてございません。

〔平岡君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） あの件にしても、その、歯科のそういう人数を報告しなければいけないという義務はないようです。それも伺っているのですが、県会議員を通して、どういうことになるのか、特に、休止の願を県に出したから、それと地域の郡の医師会に報告もしているから、もう取り返しがつかないんじゃないけど、休止はそのまま、再考していくという考えはないということだったんですけれど、医師が、了解したと言われたんですけれども、ちょっと、そのところは、私もよう確認していないので、町のほうで、お話をされた時に、協議された結果、今のよう状況だったら、もうどうしようもないと言われたら、どうしようもないですもんね。再考できる考えなり、その届けに対して、県のほうにも県会議員を通して聞いてもらいました。こういう場合、どうなるのでしょうかということ聞いてたところ、休止というのは、あくまで休止であって、町の申し出で、再開するんだったら再開というのは、別に県としては何も問題はありませんということ、私は、県会議員さんを通して聞いております。

そういう状況があるんだなということの認識のもとに、町に対して、医師の申出があったけれど、必要な事業をやりたいから、もう一度考えてほしいということに対して、口頭の説明で回答がないというようなことは、ちょっと、問題があるんじゃないか。もうちょっと、誠実に応えてほしいなと思います。

高齢者の方とか、それから、ケアマネさんも頑張っているんですけど、私が聞いた町民の方の声では、いろいろ計画つくるんだけど、歯のことは、よっぽどでないと、向こうから聞いてくれちゃないと。何か変わったことありますかということは聞いても、歯はどうですかとか、その具体的に言われないと、答えようがないんですよ。だから、意識的に、一般診療やめてされた時に、1回は、確かに調査されたかもしれないんだけど、その後、毎月度のように計画がある中で、口腔ケアのことについて、意識的に、さっき口腔ケアで肺炎をなくす取組をされた保健師さんのように、意識的な働きかけ、これって大事だと思うんですね。

そういう点で、専門職の方が頑張っておられるということは、重々承知しておりますけれども、実態として、本当に口腔ケアまで結びついている状況に、残念だけど、報告聞いている限りでは、そうは思えないんですね。

もっともっと、頑張って、必要としている人を見つけ出していくというのは、町の仕事じゃないかと思うんですね。それは、健康さよう 21 の中でも必要だということ言うってんやから、それを具体的に取り組むという町としての仕事として、もう一度、よく検討

していただきたいと、私は思っています。どうでしょうか。

[町長 挙手]

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） もう同じ回答になります。何回も同じこと言われても、答えは、当然、その都度、その都度、変わることはないんですけども、少なくとも、そういう手続き的な問題の中で、別に県会議員さんに聞いてもらわなくても、それは、県の担当の許可、担当しているところに、ちゃんと聞いていただければ、それで、それは、今、休止届ですから、それを、また、取り下げて、また、新しくすることは、手続きとしてはできます。

ただ、やっぱり実態として、その必要性はもうないということと、それから、そうした先生が、新たに、また、口腔ケアの事業をやりたいというふうに、今、また、言われても、私は、これまでの経過、ずっと、そういう形で、できるだけやってください。町としても、それを認めて、認めるというのか、町としては、それを理解して、その中で、予算もつけて行いました。

しかし、それが、これまでできなかったことが、じゃあ、今からまた、すぐに、本当に、しっかりやっていただけるのか。それについては、私は、非常に疑問があり、今までの経過から見れば、それに対しては、非常に疑問があるということ。

それと、もう1つは、そうじゃなくても、そうしたケアについては、十分に町内の歯科医師、先生方も意識を持ってやっていただいておりますし、今言われる施設、そこの施設だけではなりません。どこの高齢者施設でも、そこだけは表彰を受けられたとかということはあるかもしれませんが、ほかの高齢者施設の介護されている方も、そういう面には、非常に気をつけて、今、一生懸命取り組んでおられます。

そこには、嘱託医があつて、嘱託医の先生方も町内の歯科医の先生が嘱託医になっておられるわけです。そういう実態も、しっかりと見ながら、お話をいただきたいと思います。

[平岡君 挙手]

副議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） おっしゃるように、私は、在宅のことを尋ねているんですね。施設のことは聞いていないんです。

施設については、表彰されたところもあります。そういうことで、非常に専門的に、24時間体制で、本人さんの健康管理に徹底されているから、そういう点では、安心なんですよ。

だけど、在宅の場合は、やっぱり町が関わって、健康で長生きしてもらおうというか、その健康寿命、8020で言われているように、口腔をよくしたら、やっぱり自分の食事がおいしくなるしというふうに、ここにも表彰された人が新聞に言われていますが、本当に、これ実態なんですよ。自分で食べられるということで、体力が戻ることで、また、表情も前向きになるし、考え方も前向きになります。

だから、非常に大事なことなんですよ。だから、医師も町から、そういうような、もう駄目ですよと言われても、なお、めげないで、その業務を停止させないようにとか、それから、センターとして、要介護者の実態調査を医師によって調査してほしい。ここらへんも、やっぱり町として、内部のこと、私は、執行者じゃないので、住民の声から、やっぱ

り、そういうことは進めてほしいと思っておりますから、ぜひ専門の医師が言っている、そういうような実態調査も必要でないと、もう切り捨てるのではなくて、必要なことかどうか判断して、もっと検討してやってほしいと思います。

それと、ほかにも聞いているんですけど、要介護者の人数、第7期の介護保険の数字から見て、数字的に前の第7期は1,531人が、いわゆる要介護者だったのが、第8期では1,582人と、ここは増えているんですね。数字的に51人。これは、単純な数字の比較ですけど、高齢者ですから、この間に亡くなられた方もあります。また、新たに、介護認定受けられた方もあります。けど、それで、差し引きして、増えているということだから、実態としては動いているわけだから、その介護者の関係について、その都度やっておられるということですから、もっと、きめ細かく徹底してPRにも努めてほしいし、PRの仕方として、広報だけではなくって、本人、家族に分かるような形でPRしてほしい。そういうことを、私としては希望しています。

それで、最後に聞きますが、いわゆる歯科保健センターの来年から廃止するという方針は、町長言われているんですけど、医師による、そうした調査とともに、歯科保健センターの運営協議会、これは、開かれているんでしょうか。管理者、郡歯科医師会、自治会や老年クラブ、社会福祉協議会、国民健康保険運営協議会や小中保健系の校長先生などで構成されているものですけど、それについては、どんな実態なんでしょうか。伺います。

〔副町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） この歯科保健センターの運営については、議員がお話になったように、運営協議会を開いて、私が、この歯科センターの今後の方向という形で、その運営協議会に入らせていただいて、もう7、8年、この議論をしております。

その議論の節目節目では、全員協議会等で町長のほうからご説明をさせてもらっております。

運営協議会のほうから、1つの提言を、平成28年だったと思うんですけども、提言をいただいています。それは、運営協議会には、歯科医師会の代表の医師の方も入られていますので、当然、センターの医師も、そういった意見、提言に加わった形でいただいていると。その中で、このいろんな提言をいただいているんですけども、一番肝心の、今、議論となっています在宅訪問歯科診療、このことについては、非常に大切な口腔ケアの一番基本的に、誤嚥性肺炎とか、死につながるような、そういった問題を含んでいますので、この診療については、歯科保健センターで、当分の間、それを継続するという中で、将来的に、この在宅訪問歯科診療を町内の機関、歯科機関、そういうところで担えるように持っていくということ。それで、そういう担えるような状態になれば、この歯科の在宅訪問歯科診療については、廃止というんですか、やめるという、そういう提言をいただいています。

それ以来、平成28年ですので、5、6年、ずっと私も、この在宅訪問歯科診療を、介護を要する人たちの口腔ケアの問題を考えてきました。これは、新庄先生も、医師も同じだと思います。

そういう中で、今、町長のほうから再三、説明させていただいたり、答弁させていただいているように、その仕組みを町内のほうで、実際のニーズは、歯科衛生士を中心に、ケアマネジャーの方、ケアプランを立てられる方、そうした方も町内に30名以上おられます。そういう方たちと連携して、ニーズを広げ、それを医療とか治療とか、そういうこと

に必要な方については、つなげていくという仕組みを、今、取らせていただいております。

その結果として、今、この数字としては、年間、歯科保健センターで対応する治療というのは、1、2件で、その窓口としては、つないでいるのは歯科医師会の方に、歯科医師会につないでおりますので、歯科医師会のほうで、その今の在宅訪問歯科診療については、担っていただいております。

大体、そういう体制が整ってきています。

そういう中で、この南光歯科保健センターの役割というものについては、一定の役割を終えたのではないかということで、来年の3末をもって廃止するという、そういう計画で進めています。

再三、議員のほう、質問されていますけれども、その医師との話は、私は、逐次、対応させていただきました。

9月1日をもって、ほかのところの管理者になりたいということ、本当に、それは、文書でいただき、当然、これは、届出というのは、2つの管理者になることはできませんので、10日以内に、しかも手続きをしなければいけないということでさせていただきました。

その後も、お会いして、全員協議会、10月20日の協議会の前に、最終的に、こういったお話は過去の経緯がありますので、先生の理解と、それから、郡の歯科医師会の先生方の理解、そういうことも、しっかりとして、全議員の皆さんにお話しするということで、10月の15日だったと思いますけど、先生にも会い、話させていただきました。

その時に、何点か、お話させていただきました。

結果としては、先生は理解されたということで、その中で、何点かあるんですけども、1つに、先生のほうは、歯科保健センターを閉鎖するに当たり、ありがとう歯科保健センター、そういう、仮称なんですけれども、先生は仮称で言われたんですけども、そういう式典も考えているということも、お聞きしました。そういった場合は、もしそれを公的な機関で開催する場合については、その使用料等についても相談に乗ってほしいというようなお話もいただきました。

また、その中で、在宅訪問歯科のニーズ調査について、特に、医師が開催する調査についてですけども、実際に、お口元気連携票とか、そういう調査で吸い上げたものを、町には歯科衛生士がおりますので、その必要な人はピックアップして、再調査をしています。そういった再調査の資料も、先生にお渡ししています。先生のほうは、その中を医師という立場で整理していただいて、その上で、なおかつ調査が必要なこと、あるいは、対象者、そういうことについても、整理をお願いしますという依頼をさせていただいて、それについても整理をしますということもお聞きしております。

先生が、かねがね、そういった歯科センターの運営と調査、それをNPO法人で対応したいという提案も何回かいただきました。そのNPO法人の会員の方にも、先生、ご相談されたということもお聞きしました。そういう中での、今、何点かお話ししましたが、先生もこの休止、あるいは廃止の方向については、理解を示されたという、そういうことがあります。

それをもって、10月20日の全協に、こういう経過で休止で、3末で廃止という報告をさせていただきました。

町長、ちょっと、最初言われて、何回かの質問の中で、廃止ありきというような言い方を、少しされたんですけども、それは、私もお聞きして、いやそうではないでしょうという思いを強く持ちました。いかに、在宅で口腔ケア、そういうものが大切だというのは、誰も認識していることであって、歯科センターを廃止ありきで、これをどうしていくかというような議論というのは、それはいかながなものだというふうに思います。

[平岡君 挙手]

副議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 説明ありましたけれど、当事者の、要介護者の実態調査について、町はもう、今さら必要ないんだということを判断されたようですね。要介護者のお口元気連携票というのは、いわゆる文書ですよ。本人の口腔の調査というのは、医師による調査というのは、これから、まだ、していただけるんですか。

私が聞いた限りでは、そんなことしてもらった人、誰もいないんですけど、どうなんですか。

[健康福祉課長 挙手]

副議長（小林裕和君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

先ほども言いましたように、まずは、介護支援専門員、ケアマネジャーのほうが、要介護者のケアプランのほうを、月に1回、ケアプランを作成するためにお年寄り、ご本人とお会いして、それで、つくっております。その時に、お口元気連携票を使って、お口に何か問題がないかというようなことを聞き取りながら、調査をしております。

その中で、問題があるというようなご回答があった方については、歯科衛生士のほうにご連絡をいただいて、それで、歯科衛生士がご本人のところに再度ご訪問をさせていただいて、その中で、口の中の調査でありますとか、口の中の汚れ具合、舌の汚れ具合とか、嚥下とか、むせがあるとか、そういったことを、口の中を見て、確認をしながら調査をしております。

それが、先ほど来、お話が出ております実態調査ということで、それをまとめたものが調査票ということになってございますので、町の職員でございます歯科衛生士のほうが訪問をいたしますと、それは、予防指導というようなことになりますので、町の福祉事業の一環ですので、特にご本人に何かご負担がかかるとかというようなことはございませんので、そういった部分につきましては、歯科衛生士のほうに、今後とも業務として実施をしていかせるといふつもりでございます。

[平岡君 挙手]

副議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 衛生士さんが、訪問された数というのは、ちょっと、さっき、いろいろ、私、言いましたので、あれだったんですけど、12人とか、何人とかって言って、少ないんですけど、実際、そんなものなんですか。対象者って、1,500人からありますでしょう。だから、そこの実態が、こぼれていないですか。

私は、町がされた。された。実質、やったんだ。やったんだと言われるけど、町民は、そんな受け止めじゃないんですよ。

副議長（小林裕和君） 平岡議員、もう少し、大きい声で、はっきり言ってください。

だんだん、小さい声になるから聞き取りにくいです。

13 番（平岡きぬゑ君） だから、実態調査というのをやられたという数が 12 人とか、年間を通してですよ。そんな数でやったということになるんですか。ちょっと、そのところは疑問ですね。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

先ほど、申し述べました令和 2 年度 12 人という数字は、そのとおりでございまして、平成 30 年に、先ほども言いましたように、お口元気連携票を使って、要介護者の方にケアマネジャーのほうで調査をしておりますが、要介護認定をされている方、約 1,500 人ということでございます。

その中で、既に、施設に入所されている方でありまして、それから、比較的、介護認定はあるけれども、介護保険のご利用がない方とか、あるいは、病気で入院されている方というような方もいらっしゃいますので、そうした中で、私が、平成 30 年に答弁させていただいた時には、525 人の対象者の方を調査をしたというふうには、記憶をしておるんですけども、その中で、平成 30 年にある程度、ほぼ約 8 割ぐらいの方が調査ができたんじゃないかなと思っておりますけれども、それから、その中で、歯科衛生士が訪問をいたしましたのが、平成 30 年で 204 人。それで、毎年、毎年、同じ方のところに、何度も実態調査に行くということはいたしておりません。

その後、また、新たに介護認定を受けられて、それで、お口の確認をさせていただいて、訪問が必要だという方について、それから以降は訪問するという取組をしておりますので、令和元年については、36 人。それから、令和 2 年については、先ほど言いました 12 人ということで、その後ほどのフォローについては、必要な方について、訪問させていただいているというような実態でございます。

〔平岡君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 全体的な調査の後、口腔って 1 回したらええんじやなくって、ずっと定期的にやっていくというのは、健康な人もそうですが、やらないといけない状況ですよ。

ですから、1 回で終わりじゃなくって、やっぱり、定期的にやっていく、検診ですよ、そういうことも、もっと力を入れて取り組んでほしいです。

町のほうは、もう 1 回したら十分ではなくて、ちゃんと、最後まで元気で、口腔ケアをしていくということの取組の立場でやってほしいと思います。

そういうことができるのは、やっぱり町として健康づくりを目標にしている町だからこそ、私は、徹底してやれると思いますから、歯科保健センターの役割というのは、そういう意味では大きいと思いますので、そういう、私は、考えを持っております。町と違うかもしれないかもしれませんが、よろしく申し上げます。

回答ありますか。ありません。

質問終わります。

副議長（小林裕和君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。

これで、通告による一般質問は終了しました。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日 12 月 10 日から 12 日まで、本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、12 月 13 日、月曜日、午前 9 時半より再開します。

それでは、本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後 0 3 時 0 6 分 散会
